

昭和50年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582-4419

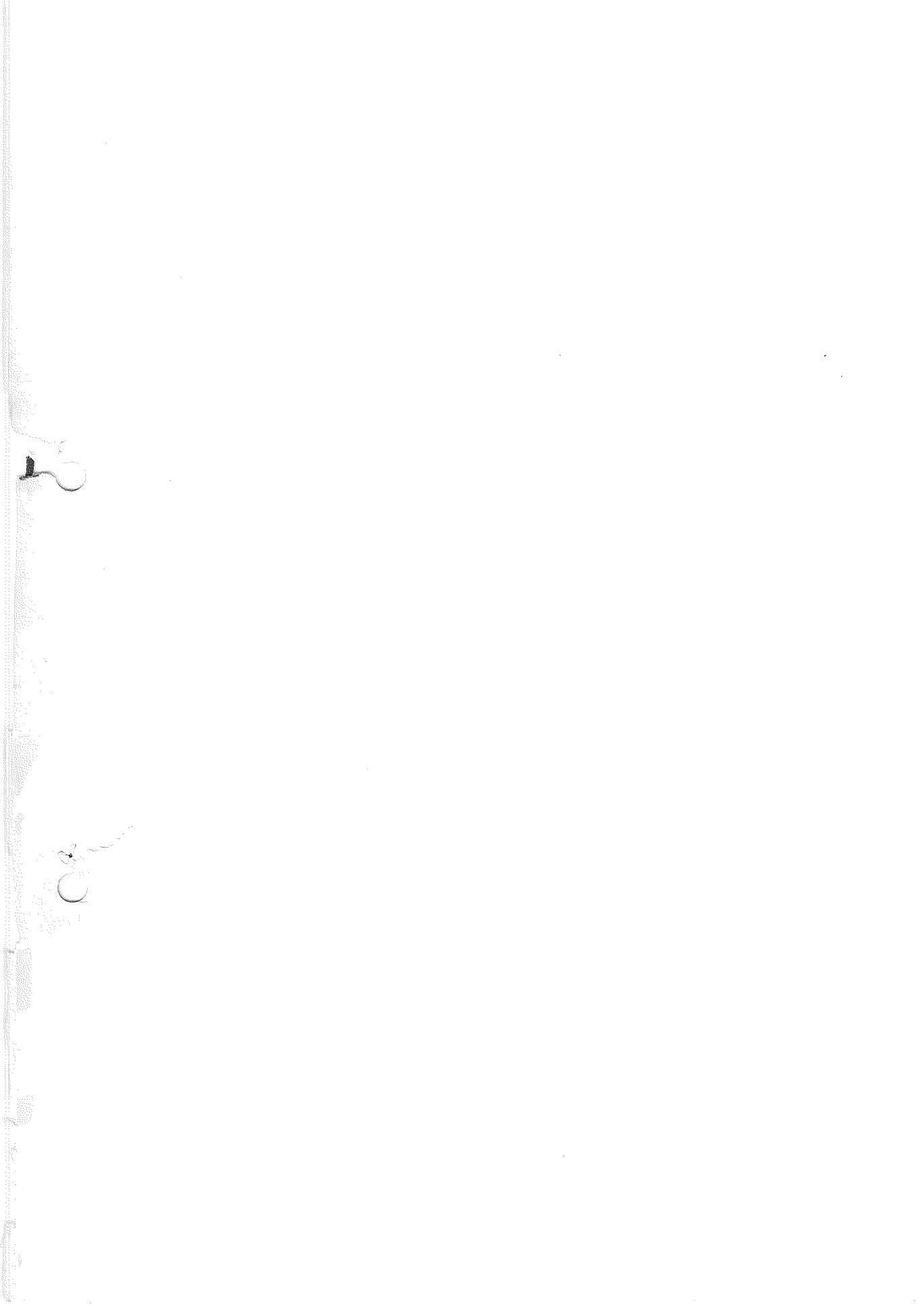
# 政策資料

No. 208

《復刊103号》  
1984年1月1日

## 衆議院選挙声明・政策特集号

日本社会党政策審議会



## 衆議院選挙声明・政策特集号

### 目 次

#### 特 集

党声明	3
総選挙の公示にあたって	4
医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高めるとりくみの提唱	4
「政治浄化議員連盟」の結成を提唱する	7
景気浮揚と安定した成長のために	8
ME技術導入に関する三つの原則・五つの課題	10
農産物の輸入自由化枠拡大に反対し、農業の体质強化のために	11
点数中心の教育を改め、のびのびとした教育の実現を	12
国民のための行政改革	14
第二次公害総点検運動を推進する	15
国民の生活交通を総合的に整備するために	17
社会党訪米団の派遣について	18
世界人権宣言35周年記念に際し国民へのアッピール	19
小規模零細事業従業員の労働条件向上のために	20
国民のライフ・サイクル（生活設計）の保障のために	22
英空母インビンシブル寄港に関する申し入れ	24
国民のための文化施策の推進	24
家庭看護・介護の公的援助 家庭介護員派遣事業の制度化を	26
与野党伯仲から連合政権へ	28
米の第三期減反の見直しと水田の積極利用のために	29
マンションの修繕、建て替えの円滑化による居住者の住生活の安定のために	31
景気回復と国民生活向上の予算編成を求める	32
投票日にあたって	35
声明	35
衆院の新勢力分野	36
最高裁判官国民審査	36
都道府県選挙区別投票成績	37
衆院選党派別・都道府県別得票率	38
衆院選確定得票一覧	39

#### 資 料

1984年度予算編成等に関する申入れ	45
「原子力の日」にあたっての原発建設や人工衛星の自衛隊利用等に関する申入れ	46
精神衛生実態調査の抜本的な改善に関する申入れ	48

衆院定数訴訟最高裁判決に関する談話	49
政府税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」について（談話）	49
中央教育審議会、教育内容等小委員会の審議経過報告についての談話	50

## 特集

# 衆議院選挙声明・政策特集号

この衆議院選挙・声明・政策特集は選挙期間中に党の委員長・書記長等によつて発表されたもののすべてと申し入れ等選挙関係資料を収録したものです。

## 党 声 明

### 日本社会党

-3-

さらに、軍事大国への道・憲法改悪を許すのか、それとも、憲法に基づく平和と文化の新しい国づくりの道をすすめるのか、の日本の進路をめぐる選択がせまられているのです。

一、わが党は、総選挙を通じて、自民党・中曾根内閣に厳しい追い討ちをかけ、長期にわたる一党支配にストップをかけ、政治の流れを変えるために、保革伯仲を再現し、それを足場に革新連合政権への扉を開くことをめざします。

戦後一貫して憲法擁護をかかげた社会党は、重大な使命を痛感しこの総選挙勝利のため持てる力のすべてをつくして闘いぬくことを誓います。

国民の皆さんへの支持と協力を訴えます。

一、国民は、長期不況、雇用不安、重く不公平な税金、医療や福祉の後退、教育の荒廃など、多くの不安をかかえています。この国民の不安を無視し、レーガン戦略に追随し、軍備増強、日本列島の不沈空母化を強引にすすめようとしているのが中曾根自民党内閣です。

したがつて、この選挙での最大の争点は、国民の生活不安を解消し、金権腐敗政治を一掃する「戦後保守政治の総決算」ができるかどうかにあります。

以上

一九八三年十一月二十八日

「ニュー社会党」の勝利のため、国民の御支持をお願いします。  
以上

# 総選挙の公示にあたつて

一九八三年十二月三日

日本社会党

一九八三・一二・四（田辺書記長・群馬談話）

一、国民世論を背景に、野党一致でかちとつた総選挙が、本日、公示されました。

この総選挙は、政治倫理を確立する「世直し選挙」です。戦後三十八年、長くつづいた自民党の金権汚職の政治を「大掃除」し、政治を浄化して、民主政治を再生し、政治にたいする国民の信頼を回復しなければなりません。

社会党は、国民の皆さんとの御協力をえて、この任務を果したいと固く決意しています。

一、国民は、不況、物価高、重税、医療、福祉の後退、教育の荒廃に苦しんでいます。しかも、中曾根内閣は、「行革」「財政再建」の名のもとに、選挙後、大幅増税をはかり、加えて日本を軍事大国・不沈空母化し、憲法を改悪しようとしています。社会党は、この総選挙で、中曾根内閣と対決して、こうした企てをくいとめ、野党の結集によって、再び与・野党伯仲を実現し、革新連合政権の展望を切り開きます。

一、社会党は、「きれいな政治、まちに福祉、国に平和」の実現をめざし(1)政治倫理の確立、(2)生活の安定、(3)教育の再生、(4)軍縮・平和の推進のため、ゆるやかで確実な改革の政策を提示し、広範な国民の支持をもとめます。

社会党は、この選挙を通じて、国民の期待にこたえ、党の再生・改革に全力をあげます。

## 医療保険の改悪を阻止し、 医療効果を高めるとりくみ の提唱

日本社会党

政府・自民党は、老人保健法で高齢者の一部負担制度を導入して国民のひんしゅくをかたばりなのに、さらに来年度、医療保険制度全般にわたる改悪を行なおうとしています。これに対する激しい反発を前に、自民党は「選挙がすむまで白紙に」といった声明を発表（一月二十二日）しましたが、政府方針を完全に断念させるためには、医療改革を求める多様な運動を結集する必要があります。

このため、各種市民グループ、医師をはじめとする医療関係団体、労働組合の三者提携を基礎とする「医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高めるとりくみ」が、中央から地域の段階にいたるまで広く展開されるように社会党がつなぎの役割りを果します。

### 一、政府方針の問題点

社会党は、この選挙を通じて、国民の期待にこたえ、党の再生・改革に全力をあげます。

① 健保本人の十割給付を八割に、② 入院時給食費六百円を自己負担に、③ 高額療養費自己負担限度額を月五万一千円から五万四千円に、  
④ 国民健康保険（以下、国保）への国庫補助（医療費の実質五〇%程度）を三八・五%程度に、⑤ 国保財政改善のため、国保加入者のうち被用者年金受給者とその家族（約四百万人）を外して新たに退職者医療制度を設け、必要経費四千億円のうち、もと働いていたところの事業主とその現役労働者の保険料引上げで三千三百億円、退職者本人が七百億円を負担することとし、給付水準は健保本人のみに——などが含まれています。

(2) この政府の方針の決定的な誤りは医療問題を単なる財政問題として扱い、国民の健康をどう守るかという視点が全く欠けています。そこには次のような問題点があります。

- ① 患者負担が軽いと医者にかかりすぎるようになるという、まったく間違った考えに立つて、医療費の抑制をはかるとしていること……どこかぐあいが悪いとき、ひどくならいうちに気軽に診てもらう——これが医療費のムダを作っているわけではありません。正当な技術評価がされず、薬剤や検査で収入をあげるしか他に方法がない現行のシステムが慢性病などに対する医療の効果を妨げ、医者と患者・住民との信頼関係を損なう原因になっているのです。
- ② 医療費や医療機器の開発・生産・流通・使用の全プロセスにわたって、メスを入れようとしていること……いま国民医療費（八三年度推計一四兆五、〇〇〇億円）のうち、医療機関に投薬・注射料として約四〇%が、検査・レントゲン診断料として約一五%が支払われ、少なくともこの両者の六割（約四兆八、〇〇〇億円）程度は、メーカーとその販売ルート等に医療機関から購入費用として支払われ（推定）、その結果製薬業界は、他業種の二倍以上という高い收益率を示しています。こうしたなかでゆきと汚職が日

常化し、主管局としての厚生省がこれに手をつけられず、東京地検など司法サイドが動かざるをえないというのは、「民間の活力」つまりは、「企業の勝手」に依存し、必要な公的コントロールや制度改革を避けようとする政府の基本的な態度に原因があります。

(3) 国民の健康を、地域や職場の条件、自然環境などを含めて、生活全体の問題としてとらえていないこと……いまの医療で対応が困難なのは、ガンをはじめとする難治性の慢性病ばかりでなく、病気ではないが調子が悪いといった「半健康」の状態、超過密とゆき過ぎた管理社会に起因する「心の病い」などがあります。つまり、医療費をふやす原因は生活のあり方自体に潜んでおり、その対策としては、小手先の財政調節ではなく、生活の質ないし健康度を高めるための総合的な調査・研究と中・長期の計画が必要となっているのです。

## 二、とりくみの基本的な目標

このような政府方針の抜本的な転換を迫るとりくみを展開するにあたって、次の五つを基本目標とします。

- (1) 三者提携の構築……政府が準備している医療保険制度の改悪を阻止し、医療効果を高めるという「大同」につくこととし、各種市民グループ、医師等医療関係団体および労働組合の三者提携を築く。
- (2) 医療効果の向上……予防重視など医療内容の改善、医療効果の向上こそ財政効果を高めるとの視点に立つて、医師と患者の信頼関係を強めるとりくみや関連システムの改革を図る。
- (3) 薬剤・機器の公的規制……医薬品や医療機器のあり方に公的規制の強化を求める一方、社会的な運動による民主的な監視と規制を強める。

(4) 生活健康度の向上……地域と職場から心身の健康を損なうおそれのある条件を見つけ、これを除去しつつ、生活の健康度を高めるよう

にする。

(五) 国民医療費の計画的抑制……国民医療費の抑制は、患者負担でなく行政責任によって、関係システムの抜本的な転換を重点として、総合的・計画的に行なう。

### 三、具体的な当面のとりくみ

以上の視点に立つて、当面、医療改悪を阻止することに全力をあげるとともに、国会をはじめ各級議会での政策活動と、地域に根ざした大衆運動を結合させることによつて、次のようなとりくみを展開します。

(一) 給付水準の段階的改善……本人・家族の別や入・通院の別なく、段階的に全面十割給付をめざす。この立場から、老人医療の自己負担の解消、健保家族（いま入院八割・通院七割）と国保（世帯主・家族ともいま七割）の八割給付への改善、重症者に対する介護者配

置など、患者とその家族の負担を軽減する。

(二) 診療報酬制度の選択制……個別の診療行為ごとに評価する現行の点数出来高払い制度は、投薬、注射、検査などをくり返すと「出来高」が上がり、いわゆる名医や熟練技術が評価されないなどの欠点をもつてゐる。そこで、これとは別の支払い制度（たとえば、登録住民数に応じてふえる主治医担当料制など）を併用することとし、医師・医療構闘の選択を可能にする。

(三) かかりつけの医師の確保……保健医療サービスの担い手と受け手の安定した信頼関係を築くため、かかりつけの医師（＝主治医または家庭医）を選ぶ運動、身近な公的病院を心あたたかな市民病院にする運動などにとりくむ。よい医師、よい病院の条件としては、(1)患者の訴えをよくきき、症状や治療方針をよく説明し、不安や負担を軽くすること、(2)投薬や検査を慎重に行い、生活指導に重きをおくこと、(3)必要なとき、適切な専門医を紹介すること、などに重点

を置く。

(四) 医療資材の共同購入・共同利用……医療資材（医薬品、医療機器等）について、都道府県ごとに共同購入・共同利用を促進し、価格の適正化だけでなく、品質のチェック、関連情報の公開を進める。

その推進機構としては、地域の医療機関の自発的参加を基礎に、国・都道府県の援助を得るものとする。

(五) 地域・健康プログラムの策定……健康をめざす地域社会へのくみかえプログラム（「地域・健康プログラム」と略す）を小学校区など居住地域ごとに作り、市町村単位でこれをまとめる。自治体が作業を本格化させるまでの間、これを住民運動として進め、保健医療分野のほか、合成洗剤の追放、有機農業への転換、安全食品の確保、自然環境の保全など「健康」を共通項とする住民の多様なとりくみを持ち寄ることとする。

以上のとりくみを推進するため、総選挙終了後直ちに「医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高める各界連絡会」（仮称）を中央および都道府県に設けることとします。このため、とりあえず日本医師会および都道府県医師会をはじめとする医師団体等に対して協力の要請をします。

一九八三・一一・五（石橋委員長・新潟談話）

## 「政治浄化議員連盟」の結成 を提唱する

日本社会党

国会は、田中有罪判決後も、ついに自浄作用を發揮することができます、総選挙の審判に委ねられることになった。これは、国民世論のきびしい高まりにもかかわらず、田中元総理のつよい影響のもとにある自民党中央會根總理の抵抗と野党側の数の劣勢に原因があることはいうまでもない。

このあとをうけた今次選挙は、国会の「大掃除」解散による政治倫理確立の「出直し」選挙の性格をもつていて、したがって、この選挙

こそロッキード事件の疑惑議員に国民のきびしい審判が下り、政治の淨化が大きくすすむのでなければ、選挙の意義は損われることになる。

一、社会党は、これまで、この種事件の再発防止のため、政治資金規制法の改正、政治家、高級公務員の資産公開法の制定、情報の公開制度、議院証言法の改正などを提起してきたが、その都度、自民党によって実現を拒まれてきた。

しかし、わが党独自の法案準備も整っているので、次期の通常国会には他の野党の協力をもえて、あらためて実現に努力し、再発防止のためにたたかいたいと決意している。

二、さらに、ここまで腐敗のすんだ日本の政治を浄化するためには、思い切った措置が必要であり、政、財、官のゆき構造にメスをいれるとともに、わが党も率先垂範して打開の途を切り開くために時に

は身を切る覚悟も必要だと思う。こうした立場から、

(一) とくに資産公開法については、その法案の成立に全力をあげたい。もし自民党が抵抗しつづけ、成立が困難な事態に陥る場合には、社会党の議員は、党議によつて、資産の公開に踏切り、ここから資産公開法への突破口を切り開いていくことを公約する。

(二) 同時に政治腐敗の根源には、企業献金があることはすでに周知の事実となっている。にもかかわらず、稻山経団連会長は逆に最高一億五千万円に限定されているワクの拡大を主張する仕事である。

企業献金を禁止する政治資金規制法の改正は、政界浄化にとつて緊急の課題だと思う。

だが自民党は、これを拒みつづけてきた。その理由の一つには、労組団体の献金が許されるなら、企業献金も当然だといふわけである。

いうまでもなく、企業献金と労組などの献金は全く性質のちがうもので、これを同一に論ずること自体がキ弁である。

しかし、自民党が、はげしい国民与論におされて企業献金禁止の措置をとるなら、社会党は金権政治の根を絶つためにこの際、相打ちしても、この実現をはかる決意である。

三、同時に政治倫理の確立は、こうした法的規制の側面とともに、政治家個々人の「自己規制」に大きくかかわっていることはいうまでない。むしろ、それが基本である。

「選良」として多数の国民から期待されている国会議員は、法的な規制をうけるまえに、自らの「自浄作用」を發揮することが前提になるべきだと考える。

この意味で、私は、政治倫理にかかる法的な整備、国会の自浄作用をつよめることと合せて、議員個々の「自浄作用」を發揮する

いわば一種の「誓約集団」として、超党派の「政治净化議員連盟」の結成を提倡したい。

このため、まず、こうした趣旨に賛同する各党の有志議員に働きかけ、「連盟」の運営についても話し合つて合意のもとに出発したいが、私としては、いまつぎの三点を考えている。

(一) もちろん議員個人の参加で、加入、脱退は任意とする。

(二) 連盟として政治净化のための研究を行い、関連法案の整備などの活動を行う。

(三) 加入議員が、刑事上の責任はもちろん、政治的、道義的責任を問われたときは、自浄作用を發揮し、良心の名において議員を辞任する。

こうした考え方を基本に参加者で協議し、合意をえたうえで発足したいと思う。

四、今日、腐敗政治が横行し、これを一掃できないのは、与野党の数があまりにもかけ離れ、自民党的横暴がまかり通っていることに根本的原因がある。

だから政界に政治倫理を確立するには、この選挙で与野党の伯仲による緊張関係をつくりだすことが基本だと考える。

このため社会党は、社公協力を主軸とした選挙協力をはじめ社民連など広く協力の関係をつくってきたが党はこれを誠実に実行し、選挙中もさらにこうした輪を広げていく努力を払いたい。

同時に前回の参院選のときのように、自民党的野党攻撃のままで、野党同志が応酬し、野党の結束を乱すような誤ちを再びくりかえしてはならないと固く決意している。この点、他の野党に心から訴えたい。

社会党は、自分の方からさきに他の野党攻撃は絶対におこなわないことをここに誓約する。

一九八三・一一・六（田辺書記長・鳥取談話）

## 景気浮揚と安定した成長の ために

### 社会資本の計画的整備— 一 個人消費拡大と

#### 日本社会民主党

わが国経済の課題は輸出依存の成長経済から内需主導経済への転換を図ることである。しかし、八〇年代に入つての政府の対応は財政再建を第一義とした経済財政運営を続けてきており、その結果、財政再建の展望も立たず、経済は依然として外需依存型にとどまり、勤労国民は実質所得の伸び悩み、税金の負担の高まり等で生活を圧迫され、中小零細事業者は低迷する景気の下で経営不安におびえている。

わが国経済がこのような実態にあるにもかかわらず、中曾根内閣と財界は行政改革を最優先の政策課題として、賃金の抑制、大衆増税、福祉切り捨て、生活関連公共投資の削減を行い、「行革デフレ」政策を続けている。現在の景気回復はアメリカの景気上昇による輸出の増加によるもので、中曾根首相がサミットで約束した「内需主導型の景気回復」ではなく、早晚、貿易摩擦の激化となつて国際的な非難を浴びるのは避けられない。

わが党は国民生活を最重点においた政策運営を行うことを基本にすえ、内需主導型の景気上昇を図るとともに安定した成長を持続するために以下のようない施策を行う。

一、個人消費拡大のために、大型減税を実施する。そのため、所得税

一兆円、住民税四、〇〇〇億円の年内減税を行う。課税最低限を引き上げる（所得税二四〇万円、住民税一九〇万円……夫婦子二人のサラリーマンの場合）。また、所得水準を引き上げるため、地域最低賃金の基準の引き上げ、人勧・仲裁の完全実施、福祉年金等の水準引き上げを行う。

#### 一、社会資本の計画的整備をはかる。

わが国の社会資本の水準の低いこと、公共投資の縮小は景気対策上もマイナスであることから、(1) 生活関連等公共投資を重点とする、(2) 都市再開発および地域経済開発を重視する、(3) 事業の主体および責任の所在を国から地方自治体主導に切り換える、(4) 公共債の活用による資金確保とともに民間資金の導入もはかる、を方針として、つぎのような具体策をすすめる。

(1) 来年度予算編成にあたっては、国の一般会計の公共事業費の増加（今年度当初予算比）を行い、国・地方・政府関係機関等を含めた総事業規模も増加させる。

(2) 都市再開発事業は耐震、耐火、空間のある街づくりをモットーに、①住居専用地域内の低層老朽住宅密集地域では「等床交換」

方式で共同建て替え事業を進め、中層化をはかる、②住宅公団と民間デベロッパーによる「共同企業体」方式を活用しての住宅建設を進め、管理は自治体あるいは第三セクターとする。

(3) 自治体主導の地域開発計画による公共投資を充実するとともに、国の公共事業は不況地域への重点配分を行う。

(4) 公共事業費の効率的使用のために、土地買収費のいらない公共賃貸住宅の立替え、下水道整備、小中学校の校舎の増改築等を重点的に行う。

一、中小企業の景気を回復させるため、投資減税の実施（二〇%の税額控除五年間の特別措置）、官公需の発注割合の拡大（五〇%）、中小企業関係の政府金融機関の融資枠の拡大と貸付金利の引下げ、信用・担保力の弱いベンチャービジネス（＝研究開発型企業）への

融資制度の充実、等を行う。

一、公定歩合の引き下げなど機動的な金融政策を行う。また、国外からの「円安」批判にこたえる対策と国内での資金運用を高めるために為替管理の活用等による民間資本の国外流出を抑える。なお、レーガン政権に高金利政策のは正を求める。

一、内需主導型経済への転換のため、先のような諸施策を行うが、そのための財源確保にはつぎのような方策を講じる。

(1) 所得税減税の財源は不公平税制の是正によつて確保する。

(2) 輸出課徴金を設ける（税率一〇%、期間五年）。輸出課徴金の目的是輸出の抑制を主目的とするものでなく、中小企業投資減税財源、社会資本投資財源等の内需転換資金としての臨時税とする。

(3) 社会資本投資財源は公共債を活用するがとくに、民間資金による自治体の地方債の発行を自由化する。

(4) 都市再開発、地域経済開発にあたっては、地方自治体主導の「第三セクター」の活用をはかり、民間資金の社会資本投資への誘導をすすめる。

# ME技術導入に関する三つの原則・五つの課題

—ME技術導入コントロール法の制定を—

日本社会党

## 一、ME技術導入に対するわが党の基本的態度

JC（集積回路）や超LSIとマイクロコンピュータを主体とするマイクロエレクトロニクス（ME）革命は、ますます広く、深く、そして急速に進行し、日本の社会をおおいつくす勢いを示しています。日本はこの面では世界最先進国となっていますが、それとともに様々な問題が生じてきています。特に、ME技術を応用した器機やシステムは、人間労働との代替能力が高いため、それが工場や事務所、店頭など、労働の場に導入されることによって、解雇、配置転換・職種転換、新たな労働災害、変則勤務、新規採用抑制（就職難）など、労働者に深刻な影響を及ぼしています。

技術は、富の生産性を高め、人間の生活を豊かにし、人類の発展に役立つ力をもっています。しかし、その実用化が無思慮に行なわれれば、逆に人間の生命や生活を脅かす“凶器”ともなります。ME技術は、これまでの生産技術をはるかにしのぐ力をもっていますから、その実用化については、特に慎重な配慮が必要です。

社会党は、MEに限らず、光通信や、原子力などのエネルギー、バイオテクノロジー（生命工学）、新素材（セラミック等）などの各分野

で進んでいる新しい技術革新とその実用化については、国民的な合意と一定のコントロールが必要であると考えます。またその際、これらの先端技術が①軍事目的に利用されることを防ぐこと、②人間と自然に与える影響について十分な事前評価が必要であること、③特に、生命そのものに及ぼす影響については、人間の倫理など重大な問題があり、とりわけ十分な検討が必要であること、という三つの基本原則を確立し、①平和利用、②民主的運用、③技術の公開、④安全の確保、⑤富の平等化など五つの基本課題を追求する必要があります。

先端技術とその実用化については、現に、一方では、省資源・省エネルギー化、高度的情報処理が可能になり、癌の解明が進むなど私たちの生活の向上や健康の維持に寄与するとともに、他方では、核戦争の危機に代表されるように、私たちの生命さえ脅かされる結果をもたらし、このため核兵器反対運動や医師の倫理綱領づくりなどが取り組まれています。社会党は、右に述べた観点から、これら各分野の取り組みと併行して、新しい技術革新問題に関する一定の国民的合意とコントロールを実現するために、科学者や技術者、市民や労使代表など、各層各分野の代表が参加する「人間と技術革新国民会議」の設置を提唱します。

## 二、企業のME技術導入への対応策

一方、ME技術革新が労働者の雇用や労働条件等にますます深刻な影響を及ぼしつつある現状にかんがみ、次に掲げるような対応策を急ぎ講じるとともに、特にME化の急速・無秩序な進展が“高失業時代”をもたらす要因となることを防止するため、企業におけるME技術導入に一定の規制を行なう「ME技術導入コントロール法」の制定に取り組みます。

(1) MEの一方的導入の規制と労使協議制の確立  
企業のME導入は労働組合の同意を条件とします。企業に中・長期

のME化及びそれに伴なう雇用計画の作成・公表を義務づけ、導入に際しては、この計画及びそれが労働者に及ぼす影響と予想される諸問題（解雇、配置転換、労働条件、安全衛生、新技術の修得など）への対策について、労働組合と事前に協議し、事後においても、問題点の再検討と新たな対応策を確立するため労働組合と協議することを義務づけます。

## (2) 雇用の安定確保

ME導入に伴なう解雇や一方的な配置転換等を制限します。また、ME化に伴なつて必要となる技術教育・技能訓練について、労働者に、労働時間の範囲で、その修得に十分な機会を保障する制度を確立すること、その際、中高齢者や女子などの実情に配慮することを企業に義務づけます。

## (3) 労働条件の改善・向上と安全衛生の確保

深夜・早朝労働など交代勤務による変則労働については、大幅に時間を短縮し、緊張が続く労働については適時の休憩時間を与えるなど、就業形態を大幅に規制します。また、労働災害を招く恐れのある機器・システムには必ず安全装置を付けさせるなど、ME機器メーカー・導入企業に安全衛生対策を確立させます。特に、ME化による労働密度の強化に対応するため、またME化による生産性向上の成果を労働者に還元し、労働者にゆとりある生活をもたらすため、大幅な労働時間の短縮と休日の増加を促進します。

## (4) 派遣労働者の労働条件の改善

ME化の進展に伴なつて増大しているソフトウェアやメンテナンス（維持・管理）部門の「派遣」労働者について、労働条件について一定の基準を設けるなど、その不安定な労働条件を改善する措置を講じます。

## (5) 身体障害者雇用の促進

ME技術の進歩によって、身体障害者の就業可能な職種が生まれてきています。

いますが、さらに、この面での研究・開発を促進し、身障者雇用の増大をはかります。

## (6) 中小・下請企業とそこで働く労働者の保護

大企業のME化が中小・下請企業の切捨てや労働者の失業につながらないよう、親会社の下請企業への発注の一定期間の継続、新設備導入への助成など、必要な保護措置を講じるとともに、中小企業労働者の新技術修得のための公的助成措置を講じます。また、公的職業訓練機関について、ME化に対応した内容に改善・充実します。

## (7) 「ME化に関する労働安全衛生問題審議会」の設置

ME化に対応して新たな労働安全衛生基準や事前評価制度を確立するため、学者、技術者、医師、市民、労使代表による「ME化に関する労働安全衛生問題審議会」を設置します。

# 農産物の輸入自由化枠拡大 に反対し、農業の体质強化 のために

日本社会党

一九八三・一二・七（田辺書記長・島根談話）

わが国農業は米をはじめ牛乳、みかん、豚肉、葉たばこ等その多くが生産抑制を強いられ、いざれも経営危機にさらされきわめて憂慮すべき状況にある。その原因は自民党政府の外国食糧依存政策にあることは、われわれがしばしば指摘してきたことである。さきの国会で、

わが党の提唱により全会一致で可決した「食糧自給力向上に関する決議」ならびに「農畜産物の輸入自由化反対に関する決議」を受けてわが国の食糧の安定確保のために農業の体質強化による食糧自給率向上は、当面する最重要課題である。

ところが、アメリカ政府は、わが国が世界最大の食糧輸入国であるにもかかわらず貿易摩擦消を理由に、わが国の農産物の完全自由化を迫り、十三品目のガット提訴や懸案の牛肉、オレンジの自由化、大幅な枠拡大を執ようかつ強圧的に求めつづけている。過般来日したレーガン大統領と中曾根首相との会談で防衛問題とならんで農産物の自由化問題が重要課題として討議されたが、問題の解決は総選挙後に持越された。しかし、選挙後に再開される日米農産物交渉では、オレンジ、牛肉等について大幅な輸入枠の拡大をおこない実質的に自由化したと同じような状況で政治決着がはかられるおそれがある。

社会党は農畜産物の輸入自由化、枠拡大に断固として反対し、農業の体質強化により食糧自給体制を確立するためつぎのような対策をすすめる。

## 記

一九八三・一二・八（石橋委員長・札幌談話）

一、わが国農業の体質を強化するためには長い期間と国の積極的な助成を必要としている。社会党は①計画的な食糧生産と備蓄を確立する「農産物の自給促進と備蓄のための生産振興法案」②主要食糧を総合的に管理し、安定供給するための「総合食管法案」③農民の諸権利を守るための「農民組合法案」を国会に提出しており、その実現をめざしている。

一、総選挙終了後、超党派による「農林議員連盟」の結成を呼びかけ、アメリカ議会の農林議員との交流を深め、わが国農業への理解を深める努力をおこなう。

一、農産物の自由化反対運動は農民だけのものとせず、安全な食糧を安定的に確保するため、労働者、消費者など関係団体に広く呼びかけ、全国各地で「自由化反対、農業、食糧問題を考える」諸集会を開くなどの運動を強める。

# 点数中心の教育を改め、のびのびとした教育の実現を

日本社会党

一、農畜産物の輸入自由化はもとより、大幅な輸入枠拡大は、財界等が主張するような「段階的自由化」をめざすものであり、わが国農業が壊滅的打撃を受けるので断固反対する。昭和四十六年六月の参院選挙の折、自民党政はグレープフルーツの自由化反対を公約しておきながら、投票日直後に自由化を強行した。社会党はこの経過から今回も自民党政の動きを充分に警戒し、この総選挙で社会党が勝利し、これを許さない政治情勢をつくり出すようにする。

一、農畜産物の自由化問題について、アメリカ政府の不当な要求に強く反対すると同時に、大企業の工業製品の集中豪雨的輸出による農産物の見返り輸入を拡大する方向を改め内需を拡大して、国内農業

今日社会問題となつてゐる教育荒廃の原因は、一人ひとりの子どものが多面的な個性や能力を尊重しない教育、すなわち、点数中心の「偏差値教育」と過密な教科内容、そしてその背後の受験体制にある。これは永年続いた自民党政の資本に奉仕する人づくりのための「能力

主義」の政策によるものである。ところが「能力主義」による偏差値教育をすすめてきた当事者である自民党・中曾根内閣は、偏差値教育批判を人ごとのように語り、しかもその改革の具体策は何も示さず、

「戦後教育の見直し」と称し、「中高一貫のエリート学校」の創設など、学校制度を「複線化」させて、差別と選別の体制を強めようとしている。六・三・三という「区切り」を変える以前に、いまの偏差値教育をどう改めるか、ということこそ課題である。

## 一、のびのびとした学校生活を

現在の学校は、子どもがいきいきと生活する場となつておらず、知識の詰め込みと規制の押しつけ、受験の準備の場となつていて。中央教育審議会は、中学にも成績でクラス分けする「習熟度別学級編成」を導入しようとしているが、それは不当な差別感を生み出し、「非行、暴力」を促進することは必至である。

(1) 教育内容の改善——かつて高校で教わったことが中学で、中学のものが小学校でというような教育内容の高度化、知識のつめこみなど教育内容に問題が多く、「落ちこぼし」を生む原因となつていて。教育内容の精選などゆとりあるものに改善する。

(2) 「四〇入学級」の早期実現、マンモス学校の解消——ゆきとどいた教育のため、「四〇入学級」の抑制をやめ、早期実現をはかる。また、「荒れる学校」の原因ともなつていてるマンモス学校をなくす。

(3) 「評価」の改革——競争と序列の「五段階相対評価」をやめ、学習のはげみとなるようになる。また、子どもを日常的に受験戦争にかりたてる「内申書」重視の高校入試を改める。内申書、指導要録は本人が見られるようにする。

(4) 小学校でも課外活動の充実を——小学校でも、放課後希望者が学校施設を利用し、課外活動が受けられるようとする。これによつていろいろな塾に行かなくとも、子どもが個性を伸ばせる機会が保障

されるようにする。そのための指導者の配置など、必要な措置を講じる。

## 二、真の高校全入の実現

高校進学率は九四%を超し、進義務化を迎えている。しかし、いぜんとして入試（選抜試験）があるために、高校間の格差を拡大させ、中学以下の教育をゆがめている。そこで「希望者全員無試験入学」にふみきるべきである。通学に適した学区を設け、学区のいずれかの高校へ入学できることにし、その学区には、希望する私立高校も含めるようにし、私学助成を強化する。このことによつて、中学校の偏差値教育は是正される。

## 三、「共通一次試験」の抜本的検討

大学入試制度の改善と称してスタートした「国公立大学の共通一次試験」は、改善どころか逆に大きな矛盾を生み出した。その最大のものは、点数による一直線の大学の序列を作つてしまつたことである。そのため、国公立大学はそれぞれの個性を失い、偏差値で輪切りされた学生を受け入れる機関となつてしまつたのである。そしてこれは部分的手直しではどうしようもないまでに事態はたち至つていて。いまや、廃止を含め抜本的に検討し直す段階である。廃止する場合は、かつての一期校、二期校に単純にもどすのではなく、二つのグループ（グループは年によつて変える）に分け、二度受験できることにする。

## 四、五歳児の保育料を無料に

幼稚園と保育所の種別をなくし、保育一元化（幼保一元化）をはかることが求められている。わが党は、幼稚園と保育所を統合して「幼稚園」とし、行政も一元化することを提唱している。しかし、三歳児未満は保育所、三歳児以上は幼稚園という自民党などの考えは、保育

一元化とは似て非なるものといわざるをえない。また、幼児の発達状況をふまえて、就学年齢の引下げも重要な検討課題となつてゐるが、国民的合意を必要とする。

そこで、当面、五歳児の就園率が九五%を越し準義務化となつてゐる現在、すべての児童に保育を保障するために、希望者全員の就園と保育料の無料化をはかり、それに必要な国の財政措置を講じる。

一九八三・一二・八（田辺書記長・京都談話）

## 国民のための行政改革

### —公務労働の改革のための国民合意を—

日本社会党

一、わが党が行政改革を積極的に推進してゐるにもかかわらず、中曾根首相と自民党は、この選挙戦で、あたかも社会党が、国民のための行革に反対しているかのような不当な中傷をくりひろげている。

しかし、中曾根行革についていえば、第二臨調答申のうち、自民党に都合の良いものだけをつまみ喰いし、行革の名のもとに福祉、教育費の切り捨てをはじめ、労働基本権、地方自治権などを軒なみ侵害し、軍事費のみを突出させてきた。「原子力船むづ」や成田空港新幹線の駅舎の雨ざらし問題（五百億）から、身近に見る「道路の掘りかえし」にみられる行政のムダや、汚職の根源ともいえる補助金制度・特権官僚の天下りなど政財官のゆきには手をつけようとはしていない。

この選挙で問われてゐることは、行革という言葉ではなく、何のために、誰のために、そしてどのように行政改革をおこなうかである。

わが党は、政治家と官僚がゆきした行政の利益誘導や行政の私物化を排し、「民主・公正・効率」の三原則に立ち、「平和・福祉・分権」の三目標めざした、行政改革を強力におこなうとする。

一、行革論議を通じて、公務労働、公務員制度に国民の関心が集まっている。

わが党は、これまで特権官僚の財界、政界とのゆきをたち切り、公務員労働者の労働基本権を確立し、民主的な公務員制度と科学的な人事行政を実現するため努力してきた。情報の公開制度やオンライン制度の創設、さらには、戦後の特権官僚制度が日本の教育全体に結びついて形成している学歴社会の弊害をとりのぞくためにも地道な努力を重ねてきた。

最近、長期不況での生活不安、重く不公平な税制、福祉、医療の後退がすすむなかで、公務労働、公務員制度に温存されている不公平や非効率について、国民の生活実態に根ざした主張が数多く提起されている。

私は、公務労働、公務員制度にたいする国民の民主的コントロールを確立していく立場から、これらの主張を謙虚に受けとめ、市民的良識のもとに、その弊害を早急に解決していくかなければならないと考える。

このため、(1)公務員制度から、公務員が特権的な身分であるかのような一切の制度をなくし、(2)国民に開かれたものとし、(3)国民と連帯し、自発性に依拠した公的サービスの充実——をめざし、次の改革をすすめる。

- (1) 特権的制度の廃止
- (2) 高級官僚の天下りの規制強化

現行の国家公務員法では、離職後二年は在職中に関係のあつた企業に天下りできないことになっているが、これを三年に延長するとともに、『尻り抜け』をなくして、規制を強化する。

(2) 行政の利権化構造の改善

補助金は整理・統合し、教育・社会保障など全国的水準を確保しなければならないものを除いて、総合メニュー化や一般財源化し、自治体の裁量によって活用できるようにする。人事の統制、縦割り行政をなくし、行政の民主的コントロールをはかるため、職員の共同決定システムの確立とともに、内部公表の自由と権利を保障し、情報公開制度の確立をはかる。

(3) キャリア組中心の制度の廃止

学歴および性別の差別をしないという戦後公務員制度の基本原則に立ち、採用にあたっては、入口で選別する方式を改め、勤務年数、勤務成績を含めた昇進試験制度などの創設を検討し、上級職甲のいわゆるキャリア組中心の特権的官僚制度を廃止する。

(2) 国民に開かれた公務員制度の確立

(1) 多様な職員交流

国における省庁間移動、自治体相互間移動を促進し、職員交流を活発にする。また、毎年の採用枠に一定枠を設け、民間、自治体の前歴を重視した中途採用を積極的に推進する。

(2) 労働条件等の民主的調整

自治体職員の賃金、労働条件の決定は、労働基本権の保障による対等かつ当事者能力のある労使交渉で行うことを基本としつつ、中央、地方に公務労働委員会を設け、賃金、労働条件の調停を行う。

(3) 生活向上に対応する公務労働の拡充

親切で積極的な公務労働へ

公務労働は、国民の多様なニーズを調整しながら、生活の向上をはかっていく役割がある。そのため自発性、創意性を重視し、国民との連帯を深める親切で積極的なものに改善することをめざし、労、使、国民の三者構成による「公的サービス検討委員会」を設置する。

(2) 国民の生活動態や都市構造に対応するサービス体制の確立  
国民の生活動態や都市構造の変化によつて、国民の行政に対する新しい要望が生れている。これに即応して、早出、遅出勤、窓口サービスの強化、など具体的な改善をはかる。  
一、私は、選挙後直ちに、総評等九七団体で構成している「国民行革会議」が、公務労働の在り方を第一義的な課題として取りくむようもとめ、具体的な改革、改善についての国民的な合意をはかり、その実現を期したい。

一九八三・一二・九（田辺書記長・富山談話）

## 第二次公害総点検運動を 推進する

—いまこそ公害規制から環境保全へ—

日本社会党

一、環境庁は解散前の十一月十一日、大気系公害病指定地域の解除や、指定・補償要件の緩和などを含む「見直し」を中央公害対策審議会に諮問した。一九七四年の中公審答申では、指定要件の見直しのた

めには相当期間（五年程度）をかけて大気汚染の改善の程度を観察することが必要としていたのに、今回の諮問で樋木環境庁長官は「一年程度の検討で答申」をだすように求めている。こうして世論や全国四十一地域の関係住民の声を無視するばかりか、科学的にも道理に合わない強引な「見直し」が強行されようとしている。

一、この「諮問」の直接のきっかけは、本年三月の第二次臨調最終答申のなかで「地域指定や解除の要件を明確にすべきだ」と指摘されたことにあるといわれる。しかし、本年度九百二十七億円の補償費の八割までは公害発生源企業の分担拠出制となつており、行政支出の負担は極めて少ないので、あえてこの問題を取りあげたところにも財界主導、弱い者いじめの臨調行革の正体がのぞいている。これは、中曾根内閣のもとにおける環境行政のいちじるしい後退を示す端的な事例の一つである。

一、わが国では、一九六〇年代の後半以降、高度経済成長のひずみとして産業公害が深刻な社会問題となり、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、カネミ油症の訴訟にみられるように広範な地域住民闘争をまきおこし、七〇年二月の公害被害者救済法の制定をはじめとする救済、公害防除、環境保全策の整備と法制化が環境行政の課題とされてきたのである。ところが、早くも七〇年代の後半から、NO<sub>x</sub>、環境基準値の緩和、環境アセスメント法案の骨抜きと六度にわたる成立阻止、湖沼等水質保全法原案の改悪と提出引きのばし、食品添加物への規制緩和、さらには志布志湾内石油備蓄基地計画への了解指示など、環境庁はその本来の使命をなげすてた逆行の態度を続けてきた。

一、こうした環境行政の逆行は、高度経済成長から低成長時代への移行と共に顕著になつてきているが、しかもそれだけではない。最近になって、さまざまな食品添加物、ダイオキシン、乾電池、空カンなどの毒性、有害性に関心が注がれ、公害がかつてのように特定地

域の住民の問題に限らず、広範な庶民全般におよび、さらに輸出をつうじて海外へも公害を拡散するものであることが明らかになつてきている。われわれはいま、ここ数年来の環境行政の逆行をまき返していく課題と同時に、低成長時代の、より広範なものとなつた新しい型の公害への対応をせまらねばならない。

一、わが党はこうした状況を踏まえ、新たな見地から、公害に反対し、環境をまもる国民運動の推進に全力をあげることにする。すなわち、新年早々から、広範な住民・市民運動と連携して、新たな公害の総点検運動に取りくみ、第二段階の公害防除、環境保全策の整備、法制化を国民ぐるみの運動課題、政策課題として追及する。

そのために、

- (1) 選挙後の国会において、環境庁の今回の「諮問」を厳しく追及し、これを撤回させ、環境行政の逆行をまき返す闘いを進める。
- (2) 環境アセスメント法案、湖沼等水質保全法案をはじめ、使いやすい石油化学製品、産業廃棄物、空カソ対策の強化など、公害防除、環境保全関連法案の整備改善と早期成立のために闘う。
- (3) 全国の公害反対運動、被害者の団体、広範な消費者団体等と連携して、第二次公害総点検運動を推進する。それをつうじて、①消費過程はもとより、生産・流通過程についても、公害Gメンを大幅に増員するほか、国民参加の公害チエックシステムを確立する、②一時の便利さよりも健康と安全、環境保全を重視するよう生活の質を変える「くらし見直し」の運動を展開する、③公害防除、被害の救済は公害発生企業の責任と負担で解決させるという原則の徹底と共に、発生源そのものをチエックする行政システムを確立する、④海外における企業活動を公害防除の見地から規制する法的措置をすすめる。
- (4) 中公審の審議を全面的に公開させ、関連住民の意見を十分に反映できるようにすると同時に、中公審の構成を再編して、住民参

加の原則に基づき民主的に改革する。

一九八三・一二・九（小柳勇副委員長・福島談話）

## 国民の生活交通を総合的に整備するためには

日本社会党

交通はいまや衣・食・住とともに今日の社会生活には欠かせない生活手段である。

しかしながら、我国の交通問題に関する制度的枠組は依然として自由競争の原理を基本としており、すべての交通手段の整備は事業者の申請にもとづく免許制となっている。このことから当然にしても「もうからないことはやらない」ということになり、今日の鉄道、バス等の路線の撤退が相次ぎ、むしろマイカーの積極的活用等についても行政自らが方向づけをしている。よって国民が日常的に必要とする通勤、通学、買物などの生活交通は、その公共交通機関が赤字のところは益々おびやかされている。

こうした事業者本位の交通行政を抜本的に改革し国民が真に求める生活交通の確保のため以下の施策を推進する。

### 一、中・長期の目標として

(一) 国民の足を守ることを制度的に保障するため以下の事項を定めた

交通基本法を制定する。

1 国および自治体の責任と権限事項

2 国・公・私営の各交通事業者の責任  
3 利用者の費用負担の範囲

4 交通施設整備と費用負担のあり方

5 交通安全対策

6 交通と他の施策との関係

7 交通体系確立についての住民参加

(二) 交通省、交通資本投資委員会を設置し、交通行政と投資の一元化をはかる。その方法と任務は以下のとおりである。

(1) 運輸・建設・総理府・自治等に分かれている交通にかかる権限を交通省に一元的に統合する。交通省は、陸・海・空の各交通機関の特性を国土・空間の有効利用、環境、安全対策をふまえた総合交通政策を確立しその実現をはかる。

(2) 道路・空港・港湾等個別に行われている交通施設の整備計画を一元的に調和のとれたものとして行うため、交通資本投資委員会（仮称）を設置するとともに現在の交通に係わる特別会計は、総合交通施設整備特別会計を創設し、そこへ吸収する。

### 二、緊急政策

(一) 地域交通が住民本位に整備されるよう以下を柱とした「地域交通整備法」を制定する。

1 整備のための基本目標（利便性、快適性等）

2 対象地域  
3 対象となる公共交通機関

4 地域交通の整備計画の策定方法（都道府県には地域交通網整備審議会、市町村には交通委員会を住民参加により設置）

5 交通事業者の協力義務

6 国および自治体の責任（助成措置を含む）

都市機能と調和のとれた都市交通の確保をはかる。そのため、通勤・通学・買物・通院などが快適で安全に行なえるよう各種交通機関の

輸送の調整、利用者に利便性をもたらす新交通システムの採用、公共交通機関の優先通行権の確保などを内容とする都市交通の環境整備について特別立法を制定する。

(三) 交通事業者が負担している学割や身障者等に対する公共割引については、それぞれの政策実行者が負担するよう（国會議員の乗車証については国会が負担）「交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律」を制定する。

(四) 国鉄の再建のために次の施策を実施する。

1 国鉄の経営形態は現行のままとし、国鉄当局に経営権を大幅に附与するとともに各管理局が機能的に対応できるよう権限を地方に移譲する等必要な改善を行う。

2 国と国鉄の責任分野を定めることとし、費用分担の原則を確立する。

3 国鉄の自主性を拡大するとともに、労働者の基本的権利を保障することにより労使関係の安定をはかる。

4 長期負債、年金や退職金等の特定人件費、運賃の公共割引、東北、上越新幹線、青函トンネルの資本費については国の責任で処理する。

5 国民の生活に直結した、地方交通線や貨物の大合理化計画は、地域住民の意向を無視して一方的に行わないこととし、国の総合交通政策や地域交通の整備と併せて対処することとする。

(五) トランク輸送における混乱した輸送秩序を改善するため、第九八国会における「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議」

にもとづき免許基準の適正化、自家用車による営業類似行為の防止、過労、過積、運賃ダンピングに対する対策の強化を行うこととし、そのための行政、企業、労働者からなる協議機関の設置・拡充・輸送秩序指導員の増強をはかる。

## 社会党訪米団の派遣について

### — 平和と真の日米友好のために —

日本社会党

一、米ソの核対立による国際緊張が高まるなかで、アジアに平和の環境をとりもどし、緊張の緩和につとめることは、日本の平和にとって死活の重要性をもつていて。

その努力の一環として、私は、委員長に就任直後、中国を訪問し交流と相互理解につとめ、一定の成果をあげたと自負している。

とりわけ飛鳥田前委員長の努力によつて、オーストラリア、ニュージーランド労働党および朝鮮民主主義人民共和国との間に合意した、アジア非核武装地帯設置の構想をさらに一步拡大し前進させるためにも私も引き続き努力したい。

二、同時に、今日、中曾根内閣がすすめている日米軍事同盟強化の方針は、再び太平洋と日本海に荒波をたてる危険な内容をもつており憂慮に耐えない。

真の日米友好は、対ソ軍事同盟の方向ではなく、日米両国民の平和と友好の関係を築き発展途上国への援助を含む経済的、政治的な太平洋国家の共存の関係をうちたてるため、そのイニシアチーブを発揮することにあると考える。

三、ながい日米外交史をふりかえつてみても、日米間は、好むと好まざるにかかわらず、日本外交の基軸の位置を占めており、これを

一九八三・一一・一〇

たんにロン、ヤスの政府間のレベルにまかすのではなく、野党の立場からもこれに関与し「関係見直し」を模索する必要がある。

こうした立場からアジア太平洋を中心とする国際情勢、核軍縮と平和の問題、日米関係等についてアメリカの各界との交流を通じて、日米関係に従来の枠組みとは違った新しい時代を切り開くため野党外交を通じて、一步でも改善に役立ちたいと思う。

この場合、日本は平和憲法をもち、世界ではじめての被爆国であることを基調として話し合うつもりだ。

四、日本の外交は、けつして国民の関与できない政府の専有物ではない。

今日の複雑な国際関係にあつては、民間外交、自治体間交流、民間人の交流などが大切であるように野党の果す役割りはことのほか大きいと思う。

相手のアメリカ政府としても日本の政府の立場とは違つた人々との接触を求めているに違いない。

こうした判断に立つて私は、総選挙終了後、できるだけ早い機会に訪米し、努力する決意である。

五、この訪米を機会に懸案になつてゐる日米の経済摩擦、ことに日本の農業に重大な影響をもたらす牛肉、オレンジの輸入自由化問題についても関係者と率直な意見交換したい。

日本の農業と農民がおかれてゐる立場を認識してもらうためにには、日本政府の「おもわく」と違つた野党の側の努力も必要だと思うからである。

## 世界人権宣言35周年記念に際し 国民へのアツピール

日本社会党中央本部

委員長 石橋政嗣

一九四八年十二月十日、第三回国連総会において、世界人権宣言が採択されて以来、本年は三五周年を迎えます。

わが党は、この記念すべき年に当り、同宣言の経緯と精神を一度、思い起し、人間解放・基本的人権尊重のために、国内はもちろん世界から一切の差別を撤廃し、平和を創造することを切望して、つぎのことを行くことを広く国民に訴えます。

周知のように、世界人権宣言は、第二次世界大戦に対する人類の深い反省の中から生まれ、差別を撤廃し、日常不斷に人権を擁護することによって、はじめて平和が保たれることを高らかにうたつたものであります。

この間、平和と民主主義、基本的人権の確立にむけた国際的潮流は大きく前進しました。一九六九年の人種差別撤廃条約の発効をはじめ、世界人権宣言を具体化し、法的拘束力をもたせた国際人権規約の発効、さらには女性差別撤廃条約の発効、国際児童年、国際婦人年、国際障害者年の取り組みなどが進められてきております。そして今、世界各地では、国際的規模で大きな盛り上がりを示して反核、軍縮運動と連動して、戦争こそ人権否定の最たるものとの思想で平等と人権確立を求める気運が急速に高まつております。

わが国においても、一九七九年六月、不完全ではあるが国際人権規約の批准をかちとり、昨年は部落解放同盟が中心となつて、海外の反差別運動に取組む活動家代表を招き、反差別国際会議が開催されど、平和と人権擁護の取組みが発展してきています。このように今日、平和・人権・福祉問題は人類共通のテーマとなつています。

しかし、残念ながら、今日の世界の現状はこれら人類共通のテーマに反した世界大戦—核戦争—の脅威にさらされ、人類存亡の危機に直面しています。もちろん、わが国もその例外ではなく、戦後最悪の反動内閣として登場した中曾根政権がアメリカの核戦略に全面的に協力し、安保条約の拡大強化と日米韓の軍事同盟を基本にしながら、軍備拡大と改憲、臨調、行革路線をつつ走り、差別と人権抑圧の政治を強め、内外の緊張を激化させています。

私たちは、こうした危機的状況を直視し、一度、平和と人権の尊さを再認識するとともに、日本と世界に向つて戦争放棄、自由と平等を高らかに訴え、また、人権宣言の趣旨を生かした行動を積極的展開し、平和と人権確立、福祉と生活向上を図ることが緊急課題となつてゐることを痛感しています。

とりわけ、反核・軍縮運動と固く結合させた反差別、人権確立、福祉充実と国民生活向上の大きなうねりを幅広い国民各層の結集によつて築き上げ、未だ批准していない人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約の早期批准、加えて、わが国の差別構造の最大基盤となつてゐる部落問題の根本的解決を図る「部落解放基本法」制定を実施させなければなりません。

以上の観点から、わが党は人権宣言三五周年を機に、日本政府が①毎年十二月十日を「人権の日」として定める、②「人権尊重」に関する情報を公開し、正確に伝達する、③人種差別撤廃条約と女性差別撤廃条約の早期批准と国際人権規約に基づく国内法の整備と法制化を実現することを強くもとめるとともに、関係団体による「人権宣言を守

る国民会議」（仮称）を設置し、これら目標を実現するために国民の皆さんとともに、全力をあげて努力することを約束します。

一九八三・一二・一（田辺書記長・岐阜談話）

## 小規模零細事業従業員の 労働条件向上のために ——小規模事業従業員退職金等 共済組合法の制定——

日本社会党

一、従業員三〇〇人未満のいわゆる中小企業労働者は、全産業で四、一二七万人と全就業人口の約七七%を占め、なかでも従業員規模三〇人未満のいわゆる小規模事業においては、二、三一三万人（全就業人口中四三%）の労働者がいます。

長期不況の続くなかで、これら労働者の賃金・労働条件の保障は大きな課題となつていますが、政府の対策は極めて立ち遅れています。そればかりか一連の臨調行革による福祉切り捨ては、中小企業労働者の生活を増え悪化させ、大企業に働く労働者との格差は、拡大する一方です。なかでも退職金にいたつては、大企業の三分の一から二分の一程度と極めて低い水準となつており、また小規模事業においては、倒産や経営の不安定あるいは事業主の無理解から全く支給されていないのが実情です。

これに対し政府の政策は、①一般中小企業および特定業種（清酒、

掛金制度となつてはいることから、継続性に欠け、被共済者数も約三四五万人でしかないこと等大きく立ち遅れています。

二、このためわが党は、小規模事業に働く労働者の退職金の保障と福利厚生対策を強化し、もつて生活の一層の安定をはかるため、労働者の独自の共済制度として、次のような内容の「小規模事業従業員共済組合法」の制定をはかります。

(一) 小規模事業退職金等共済組合の創設

従業員三〇人未満の事業所の従業員を対象とする小規模事業従業員退職金等共済組合（以下「共済組合」）を都道府県に設けるとともにこれらの連合機関として「全国連合会」を設ける。

(二) 従業員の加入および掛金

加入しようとする従業員は、市町村を通して任意に「共済組合」に入れるものとし、その掛金は、給与の2%から5%まで任意に選択することができる。

(三) 従業員および事業主の加入促進

社会保険労務士および労働団体は、従業員および事業主に対し、「共済組合」への加入を働きかけるものとし、加入者数に応じて「共済組合」は、奨励金を支給する。

(四) 「共済組合」および「全国連合会」の構成

「共済組合」の構成は、当該地域の加入者代表および加入者が委任をした労働団体の代表並びに都道府県代表で構成する。また「全国連合会」は都道府県「共済組合」の代表および加入者代表が委任をした全国労働団体代表および国の代表で構成する。

(五) 共済組合員手帳の交付

共済組合員になつた従業員については、「共済組合員手帳」を交付し、組合員は事業所を変更した時雇用関係が変更となつたときは、「共済組合」に届け出る。また組合員は、退職金の支給について事業所を変更するごとに支給を受けるか、もしくは継続する

かを任意に選択することができる。

(六) 退職金の支給

退職金の支給額は、組合員の掛金、掛金の運用益および国と都道府県の補助の合計額とし、物価・賃金スライド制とする。

(七) 国および都道府県の補助

1 国は組合員の掛金の通算年数に応じて次のような補助を行う。

三年以上一〇年未満 五%

一〇年から一五年未満 八%

一五年から二〇年未満 一一%

二〇年から二十五年未満 一四%

二十五年から三〇年未満 一七%

三〇年から三五年未満 二〇%

三五年以上

二三%

(八) 掛金の運用

「共済組合」は、掛金の一定割合を「全国連合会」に拠出する。

「全国連合会」は、都道府県「共済組合」の財政調整等を行う。

(九) 福利厚生の推進

「共済組合」は、掛金を原資として、「共済組合」および「全国連合会」は、福利厚生施設の整備等、福利厚生対策を行う。

退職金の試算例

掛金 円 年数	3,000	5,000
5	257,428	429,407
10	492,423	820,708
20	1,034,181	1,723,635
30	1,716,528	2,860,882
35	2,139,214	3,565,358

注1. 運用益は7%とする。

注2. 都道府県補助分は5%とする。

注3. 物価・賃金スライド分は含んでいない。

# 国民のライフ・サイクル (生活設計)の保障のために —「緊急ライフ・サイクル 七ヶ年計画」の策定—

日本社会党

## 二、「緊急ライフ・サイクル七ヶ年計画」の内容

### 一、四つの生活不安の増大

国民は、本来行政の責任で完全に保障されていなければならぬ生活課題について、大きな不安を抱いています。すなわち①教育費の増大、②遠、高、狭の住宅ローンの重圧、③新たな疾病、医療内容の低下と負担増、④喰えない年金等老後問題、の四つの不安がそれです。

国民は、年間一人当たり約四二万四、〇〇〇円（一九八二年度）の租税を負担しつつ、なおかつ都市勤労者世帯では、住宅、保健医療、教育に限つても、さらに年平均二三万六、〇〇〇円（同年度）の支出をもつてこうした生活課題に備えていますが、それでも不安は一向に改善されません。それどころか、逆に都市勤労者の負債残高は、前年度比四・一%増の一七四万円に増加するなど国民の不安は拡大する一方となっています。

これに対し政府は、臨調行革に示されるように受益者負担の強化など、高負担政策を進めようとしていますが、このような政策のもとでは、国民の負担能力の格差によるサービスの不均衡はますます拡大す

ることとなり、公平な行政サービスによるライフ・サイクルの保障は、不可能となることは明らかです。

このためわが党は、租税・社会保障をはじめとする様々な国民負担に見合つて、格差と不平等のない公平な行政サービスを保障し、安心したライフ・サイクルを確立するため、次のような緊急課題を中心とする「緊急ライフ・サイクル七ヶ年計画」を策定し、その実現をはかります。

### 1 (一) 教育費用の負担軽減

幼稚園と保育所を統合し、幼児教育の一元化をはかり、一日五時間を基本に父母の生活様に沿つた多様な教育内容を確立します。また就学前一年間の幼児教育費は無料とします。

### 2 高校教育費の格差是正

「公・私共通会計」制度を創設し、公・私間の授業料格差を一対二程度に緩和します。

### 3 獻学金制度の全面拡充

大学の入学金、授業料、生活費について全額奨学金を貸与し、卒業後、受給者の選択による長期返還制度を創設します。

### 1 (二) 住宅建設の促進と家賃・住宅ローン対策の強化

公共賃貸住宅を三LDK、四LDKを中心的に五万戸建設する。また大都市圏を中心に「住宅登録センター」（仮称）を設け、住宅困窮の度合に応じた入居配分を行うとともに、一DKから四LDKまで世帯構成の変化に沿つた移動を促進する。

### 2 老朽公営住宅の建替え促進

老朽公営住宅の建替え中層化を促進する。このため既存の入居者

については、旧家賃による入居を原則として保障する。

### 3 家賃対策の推進

公共賃貸住宅の利便性、居住面積等を指数化し、家賃額を決定する。

### 4 住宅ローン対策

住宅を取得する場合、購入価格の一%を国が発行する住宅債券に充てることとし、不慮の事故によるローン返済の遅延、滞納に充当する。

### (三) 国民の健康増進

#### 1 医療給付水準の段階的改善

本人、家族とも入・通院の区別なく一〇割給付をめざし、まず健保家族と国保の給付率を八割に引き上げます。また老人医療の自己負担の廃止、重症者に対する介護者配置を行ないます。

#### 2 医療費の公的貸付け制度の充実

医療費の負担分および入・通院にかかる様々な費用について、公的な一時貸付け制度を充実します。

#### 3 防止・健康増進医療への転換

保健所を拡充するとともに成人病予防のための食生活等の教育など保健婦の増員・強化をはかります。

#### (四) 安心・安全な老後生活

##### 1 暮らせる年金の保障

###### ① 雇用と年金の接続

厚生、共済の各被用者年金の支給開始年齢は六〇歳とし、国民年金は減額率を改善し、事実上六〇歳から年金を受給できるようになります。

###### ② 婦人の年金権の保障

遺族年金を八割まで引き上げるとともに国民年金には無業の婦人も全員加入するよう改めます。また離婚した場合は、夫婦は、それまでの被保険者期間についてそれぞれ二分の一ずつの年金受

給権を持つものとします。

### ③ 基本年金制への移行

八つに分立している公的年金制度を七年間で年次的に一元化することともに、六つの省に分かれている年金制行政を統合一元化することによって基本年金（八三年価格で夫婦八万円、単身者五万円）を導入し、企業ごとの職域年金も加え、月一六万円の暮らせる年金を保障します。

### 2 全額公費負担医療制度の創設

六五歳からは、医療保険とは別建てで、高齢者保健、医療制度を全額公費負担によって確立する。また六〇歳以下の定年制を禁止するとともに六〇歳から六五歳までは、在職中に加入していた保険を活用できるようにし、保険料は、使用者と国とが負担します。

### 3 老後の社会参加の推進

趣味、在職中の技能等を生かし、社会への参加と活動を活発化するため市町村に「ボランティアセンター」を設けます。

### 4 高齢者福祉の強化

① 高齢者用住宅の保障  
公共賃貸住宅の三%から五%は、高齢者住宅とするとともに三世代同居ないし近接居住を可能とする住宅配置を行います。

###### ② 介護員派遣制度の創設

障害児や寝たきり老人等介護を必要とする家庭を援助するため「ボランティアセンター」を活用しつつ介護員派遣制度を創設します。

### 三、「行政サービス費用検討委員会」の設置

以上のような「緊急ライフ・サイクル七ヶ年計画」を実現するためには、①現行国・自治体の財政をライフ・サイクルに沿って再配分するため徹底的な洗い直しと集中投資を行うこと、②約三兆円の租税

特別措置や非課税措置など大企業等に対する優遇措置を廃止し、不公平

平税制を是正すること、がまず大切です。わが党は、現行歳入、歳出のこのような改革を先ず実行し、その上に立って、所得格差に左右されることなく、国民生活に対する行政の公平な生活保障をはかり、もつてライフ・サイクルを保障するため、労働者、消費者代表はもとより学識経験者をはじめとする国民の広範な層の代表をもつて構成する「行政サービス費用検討委員会」（仮称）を国会に設け、国民の判断と合意を形成すべきだと考えます。

一九八三・一二・一二（石橋委員長・東京談話）

## 英空母インビンシブル寄港に 関する申し入れ

日本社会党

内閣総理大臣  
中曾根 康弘 殿

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

一、英國艦隊の日本寄港が伝えられておりますが、空母インビンシブルに核兵器が搭載されていることは、世界衆知の事実であります。

オーストラリア政府も、同艦が核搭載していることを理由として、同艦のドック入りを拒否しております。

一、伝えられるところによりますと、中曾根総理は、外交折衝を通じて核の有無を確認して、寄港の諾否を決めると言っています。云うまでもなく、「非核三原則」は日本の国是であり、第二回国連軍縮総会でも日本政府が内外に表明した基本原則であります。中曾根总理も再三にわたって、それが国是であり、厳守することを約束して

一九八三・一二・一三（石橋委員長・宮崎談話）

## 国民のための文化施策の推進

日本社会党

社会党は、わが国が経済大国から軍事大国に進むのではなく、「文化

います。

一、しかしながら、日本政府は、核搭載の疑いの濃い米国の戦艦ニュージャージーや原子力空母エンタープライズやカール・ビンソンの寄港を、政府の折衝や核の有無の確認などあいまいにしたまま認め、そのために国民の疑惑と不安を強めきました。

したがって、従来のように政府間の話し合いでうやむやにするのではなくて、外交折衝の経過及び核有無に関する英國政府の確認などを国民の前に明らかにし、その上で諾否の態度を決めるようになります。とくに核の有無について明確な回答のないときは、寄港を断固拒否するよう、かりそめにもあいまいな態度のまま入港を認めることのないように強く要求します。

一九八三年十二月十二日

立国」として歩むべきことを提起している。これは、「平和を維持し専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去する」人類の崇高な理想をかかげた日本国憲法に立脚するものである。そして、これは国内的にいえば、ロツキード事件にみられる金権腐敗の土壤の一掃、物の豊かさだけではなく文化的な質の高い生活、人びとの連帯に支えられた生活をめざそうとするものである。

このような視点に立った文化行政のあり方は、市民の自主的、自立的な文化活動を尊重し、それを発展させる外的な条件づくりをすすめることである。アマやプロの芸術文化団体に助成をはかりながらも、行政は文化活動の内容に干渉しないこと（援助すれども支配せず）が大原則である。

### 一、創造的に参加する文化・スポーツ

市民が「見る文化やスポーツ」から主体的に芸術文化活動、スポーツに参加できるような条件づくりを推進する。

- (1) 民間の文化団体に対する国、自治体の助成を強める。助成の内容については、団体、グループと協議し、公正に行なう。
- (2) 文化会館などは、建設段階から文化団体の意見を聞き、運営についても市民の意見を反映させる。
- (3) 専門の芸術家には、とくに生活保障のための「芸術・芸能家共済制度」を確立すると同時に、公演発表の場を確保するため、芸術祭などの施策を更に広げる。
- (4) 子どもの情操教育重視のために、子ども劇場、音楽会など生の芸術にふれる機会を増やすとともに、それらの団体に助成を強化する。
- (5) 学校教育での音楽、図画・工作、技術・家庭などの情操教育、技術教育を重視する。

## 二、文化予算の増額と施設・設備の整備

今年度の文化予算（文化庁）は四〇〇億円に過ぎず、国の予算に対する比率は、〇・〇八%に過ぎない。文化の振興のためには、文化予算を大幅に増やす必要がある。また施設の整備については、「小さなものは美しい」という思想に立って、施設は小さくとも住民の身近なところにたくさん作ることが必要である。

- (1) 国・自治体の予算の一%を文化予算に充当する「一%システム」を確立する。
- (2) 市民の要望がとりわけ強い公共図書館をすべての市町村に配置することを早急に完了するとともに、分館、移動図書館を充実する。
- (3) 「一村一芸」運動、地域の特性を生かした文化や文化活動（例えば伝統工芸品や「市民コーラス」など）の振興をすすめる。
- (4) 地域スポーツ振興のため、最低一都市ごとに、四〇〇メートルトラック、五〇メートルブルールを兼ね備えたスポーツセンターを位置するとともに、小運動場などを身近に数多く整備する。
- (5) 校庭など学校施設の開放をすすめる。そのため「体育指導員」の制度をつくるとともに、利用者、学校、行政代表による委員会をつくって、管理・運営を行なうこととする。
- (6) 第二国立劇場の建設を早急にすすめる。
- (7) 日本の映画芸術の振興のために「映画振興基金」を設ける。基金には映画の収益の一部をあてるとともに、テレビ廣告税を検討し、それをも充当する。

## 三、「地域文化振興法」「地域スポーツ振興法」の制定

右のような施設のシビルミニマムを策定し、施設の整備をすすめるために、「地域文化振興法」「地域スポーツ振興法」を制定する。

#### 四、「文化省」の設置

高まる国民の文化・スポーツのニーズに応え、文化・スポーツの国際交流をすすめるために、文部省から独立した「文化省」を設置する。

一九八三・一二・一三（田辺書記長・和歌山談話）

## 家庭看護・介護の公的援助 家庭介護員派遣事業の制度化を

日本社会党

核家族化の進行・高齢化社会への進展、働く女性の増加など、社会・家庭環境は急激に変化している。こうしたなかで、社会福祉に対する新たなニーズが生れている。

わが国の総世帯数は三、六一二万一、〇〇〇世帯、そのなかで三世代帯はわずかに一六%である。高齢者世帯が二五〇万、一人ぐらしの老人が一〇〇万人、しかも高齢者世帯は年一一万三、〇〇〇世帯ずつ増加していることにもみられるように、核家族化は年々強まっていく。こうしたなかで、三世代同居老人の自殺は一万人あたり五・五人（八一年東京都監察医調査）と高齢者世帯や一人ぐらしの老人よりも率は高いという特異な状況がみられる。

行政による老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）派遣は、昨年十月から一部有料化で対象が広がったものの低所得に限られている。そのた

め低所得ではないが人を雇うなどの個人的处置の不可能な老人、ねたきりではないが危くてほつておけない老人をかかえている家族はこの制度による社会的サービスを受けられないでいる。

いま、老親の世話、難病、障害児者などの介護や看病はほとんど家庭内で女性の肩にかかっている。（介護者の九〇%は娘・妻・嫁）それは又、女性の労働参加、社会進出をばばむ大きな要因となっている。さらに最近の「日本型福祉」のかけ声のなかで「三世代同居のすすめ」「家庭基盤充実」などの政策化とともに公的な責任をやみくもに家庭の責任に押しもどそうとする気配が強まっている。

経済的にも精神的にも家庭の負担をもたらし、ときには家庭崩壊にもつながりかねない老人・障害児者の介護について地域社会や公的機関がその機能を補完し、介護にあたる家族の心身の重荷を軽くするため従来の在宅福祉・施設福祉の守備領域の明確化など総合的体系的な再検討が必要である。

社会党はこうした観点にたって、家族看護、介護への公的援助の一端を担う「家庭介護員派遣事業法案」を次期通常国会に提案する。

### 家庭介護員派遣事業法案の主要な考え方

#### 1 目 的

六五歳以上の老人・心身障害児者・難病児者・疾病・出産・事故などの入院、臥床した母親をもつ学齢前の乳幼児、母子世帯、父子世帯、緊急な事態で短時日の介護の手助けを必要とし、本人、又は家族が派遣を希望するものに対し国及び地方公共団体の責務を明らかにする。

#### 2 介護の内容

食事、洗濯、掃除、修理、入浴、排便などの世話、買物、通院通学、歩行訓練等の介助、社会活動への参加の介助、その他必要な家事、介護、官公庁との連絡・申請などの事務代行、その他

### 3 家庭介護員

ホームヘルパーの大量増員をはかる。(現在心身障害者家庭奉仕員をふくめて二万人弱)、対象者の希望で親類・友人・隣人など介護者を指定することも出来る。

### 4 費用

低所得者を除き利用者の所得に応じた合理的で住民の合意が得られる負担とする。

### 5 派遣の回数等

対象者の必要に応じて回数、及び日時等をきめる。

### 資料

#### 家庭介護員派遣事業法案要綱

##### 一、目的

この法律は、老人、心身障害児者その他介護を必要とする者に家庭介護員を派遣するための国及び地方公共団体の責務を明らかにし、もつて国民生活に寄与することを目的とする。

##### 二、国の責務

国は、家庭介護員派遣事業を実施するために必要な基準を定めるとともに、地方公共団体を指導並びに援助する。

##### 三、都道府県の責務

① 都道府県は、市区町村が家庭介護員派遣事業を円滑に行なえるよう援助する。

② 都道府県は、家庭介護員の研修を行なう。

##### 四、市区町村の責務

① 市区町村は、その常勤職員として家庭介護員を置かなければならぬ。

② 市区町村は、派遣対象者たる住民から家庭介護員派遣に関する

要請があつたとき、その必要に応じて介護員を派遣する。

##### 五、介護の内容

家庭介護員が行なう介護の内容は、少なくとも次の範囲のものとする。

###### ① 介護に関する事項

イ、食事の世話

ロ、衣類の洗濯、補修

ハ、住居等の掃除、整理整頓、簡単な修理

ニ、入浴、排便等の世話

ホ、生活必需品の買物

ヘ、通院、通学の介助

ト、歩行訓練等の介助

チ、社会活動への参加の介助

リ、その他必要な家事、介護

###### ② 相談、助言等に関する事項

イ、生活、身上に関する相談、助言

ロ、官公庁等との連絡、申請等の事務代行

ハ、その他必要な相談、助言、援助

##### 六、派遣の対象

家庭介護員を派遣しなければ、日常の生活を営むこと又は社会活動に参加することが困難であると考えられる者で、左の各号のいずれかに該当するとともに、本人又はその保護者が派遣を希望する者を対象とする。

###### ① 六五歳以上の老人

② 心身障害児者及び難病患者

③ 疾病、出産、事故等により入院又は臥床した母親をもつ学齢前の乳幼児

④ 母子世帯又は父子世帯における学齢前の乳幼児

(5) 緊急な事態できわめて短時日の介護が必要になつた者（政令で定める）

⑥ その他政令で定める者

#### 七、家庭介護員

家庭介護員は、市区町村の常勤職員とする。ただし、臨時緊急かつ短時日の派遣で常勤職員を確保しがたいとき、並びに対象者の希望で特定の者を臨時に充当したときはこの限りではない。

#### 八、家庭介護の指定

家庭介護員の派遣を要請するとき、対象者又はその保護者は、当該市区町村の常勤職員たる家庭介護員のうちから、又はそれ以外の親類、友人、隣人などのうちから、派遣さるべき介護者を指定することができる。市区町村は、原則として、指定された介護者を派遣しなければならないものとする。

#### 九、派遣の回数等

家庭介護の派遣は、その対象者の必要に応じて、その回数及び日時等を決めるものとする。

#### 十、財政負担

家庭介護員派遣事業に要する経費は、国、都道府県、市区町村のそれぞれが三分の一を負担する。

#### 参考のために

「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」の批准をめざして国内法の整備と新法の制定

#### 雇用における男女平等の法制化

○ 雇用における男女平等を確保するため、労働基準法三条（均等待遇）に「性」をそう入し差別を禁止すると共に、募集・採用から配置、配置転換、昇進、昇格、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇等にいたるまで機会及び待遇の差別の禁止と、差別をうけた者に

対する迅速な救済を確保する、強力な権限をもつ「男女雇用平等委員会」を中心、県に設ける。

○ 社会党は一九七八年、第八回国会以来六回目の提案を行つた。

差別をうけた者は誰でも申したてる。

#### 育児休業法の制定

○ 男女労働者、全職種に適用。育児休業を取得したことによって一切の不利益をうけない育児休業期間中の所得保障は、別の法律で定め、賃金の六割を給付する（雇用保険法の改正）

○ 一九八三年三月三一日参議院社会労働委員会に提案

#### 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律

（略称 パート等保護法）

○ 女子労働者が大半をしめるパート労働者の労働条件の改善と雇用の安定をはかるための緊急対策として立法化

○ 社会党は、一九八三年十月七日、衆議院社会労働委員会へ提出。

○ 課税最低限現行七九万円を一二〇万円に引きあげる。

一九八三・一二・一四（石橋委員長・鳥取談話）

## 与野党伯仲から連合政権へ —改革と進歩のために—

ことになった今次の「田中判決選挙」は、いまその終盤をむかえた。清潔な政治、ゆとりある暮し、平和な環境を求める多くの国民は、すでに、中曾根政治の本質を見抜き、野党側の訴えに共感の輪は大きく広がつてきている。

こうして、選挙後半の情勢は、しだいに野党優勢のうちに展開し、われわれが今次選挙にかけた「与野党伯仲」の可能性が、ようやく展望されるようになつた。社会党は、全力をふりしぼつて伯仲を「現実」のものにするため最後まで奮闘したい。

二、与野党の勢力が伯仲する国会のなかでは、選挙後に成立する政府にたいしても野党側が大きく結束すればその「規制力」を發揮することが可能になる。

われわれは、この結束した力を背景に、選挙後の政府が、最低限、つぎの政策をとるように強く迫り、要求の基本姿勢として堅持したい。

第一に政治倫理の確立と国民行革の推進につとめ政治に対する国民の信頼回復につとめること。

第二に反核、軍縮の立場から当面、とめどない軍拡に歯止めをかけ、少なくとも現状凍結をはかること。

第三に内需の拡大によって景気回復をはかり、国民の負担を軽減して、ゆとりある生活を保障し、同時に国際経済まさつの解消につとめることである。

つまり、これまでの中曾根内閣のような腐敗と軍拡と国民生活軽視の政治を許さない。

このためにも野党の結束が大切で、首班指名選挙にあたつても、こだわりのない率直な話し合いに基づいて、統一候補に投票するよう努力したいと考える。

前国会で共同の力で中曾根内閣を糾弾し、国会を解散においこんだ経過からも、このことは可能だと確信している。

三、われわれは、今次選挙で国民から与えられるであろう与野党伯仲の政局のもとで、小異を残して大同につき、自民党単独政権にかわるゆるやかで確実な「改革と進歩のための連合政権」をめざし、選挙後、直ちにその準備作業に入りたい。

私は、本年九月、委員長就任にあたり、「われわれは、政権をめざす党として今日、只今から再出発する」ことを国民に誓つたが、いまの政治情況は、その早急な具体化が迫られていると判断するからである。

この作業は、たんに現在の野党だけでなく、広く市民的政治勢力が、あまねく参加した協働のなかで実を結ぶことができるが、社会党は、そのための「産婆役のつとめを誠実に果したいと決意している。

このためにも、私は、選挙終了直後、まず、公明党、民社党の両委員長にもよびかけ、話し合いのうえで作業に着手したいと考えている。

また、志を同じくする政党、各階層の諸団体、労働戦線に寄与している労働諸団体、自治体、学識経験者の各代表とも話し合いに入りたい。

以上

一九八三・一二・一四（田辺書記長・福島談話）

## 水田の第三期減反の見直しと

日本社会党

食卓に恵まれている。しかし、その豊かに見える食卓も一歩裏側から見るとその七〇%を輸入食糧に依存しているのが実態で、先進工業国の中でも例を見ない不安定な食糧供給状況といわなければならぬ。

しかも、国民の主食である米は、四年連続の冷害によつて需給がひつ迫し、今年の一〇月にはわずか一〇万トンの在庫（国民の消費量の四日分）しかなく、一部は超古々米（昭和五三年産米）と昭和五八年産米の早出しによつて、やつと食いつないでいたのが現状である。これは、自民党政府の食糧政策が、食糧の海外依存を基本にして国内農業縮小をねらつてゐるものであるため、米についても過剰を理由にして単年度需給計画に基づく減反政策を十余年間にわたつて強行してきた結果である。

こうしたなかで自民党政府は、さる十一月九日、五九年から三年間にわたつて実施する水田利用再編第三期対策を決定した。この方針には、米不足に対処して三年間継続して米の在庫を積み増す対策をとり入れたり、他用途利用米（加工米）を国内生産するなど、若干の新しい点も出されているものの、基本的にはこれまでの減反政策の延長線にあることにはかならない。しかも、減反奨励金を減反するなど次のような問題点を残している。

第一は、米の単年度需給計画を基本とした減反政策が四年つづきの不作で米不足となり完全に破綻しているにもかかわらずその反省がない。また、昭和五九年度の米の需給計画によれば、来年の作柄によつては再び需給不足が生れるおそれがある。第二は、備蓄米として毎年四五万トンを三年間積み増すとしているが、これでは充分とはいえない。第三は、他用途利用米として三〇万トンの加工米生産はとり入れてゐるが、エサ米生産など生産農民の強い要望には対応していない。第四は、他用途利用米の価格について政府の財政補助がトン当たりわずか七万円しかない状態では生産者に大きな犠牲を強いることになる。

われわれは、四年つづきの不作と米不足のもとで自民党政府の食糧政策、とくに米の減反政策を抜本的に見直すよう強く要求するとともに、米の備蓄制度の確立、エサ米の開発と利用など、わが国の優れた水田を積極的に活用し、農家経営の安定のため次のように提唱する。

## 記

一、自民党政府のこれまでの米の単年度需給計画にもとづく減反政策は、生産者の経営の不安、消費者には米不足の不安を与えるなど多くの欠陥を持つてゐる。したがつて総選挙終了後の国会において、水田利用再編第三期対策を見直すよう政府に強く迫つていく。

一、世界的にも優れたわが国の稻作技術と水田を積極的に活用し、食用米、加工用米だけでなく、生産者の強い要望であるエサ米の開発と利用を促進するため、五九年度から段階的に生産を拡大するよう政府に迫つていく。この場合の生産者価格は「生産費所得補償方式」で算定し、食管制度で扱うようにする。エサ米生産と同時に、これと結合した地域の小規模畜産を振興し、飼料穀物の自給率を高めていくことにする。

一、国民に主要食糧を安定的に供給するため、社会党がすでに国会に提案している「総合食糧管理法案」を実現させ、「食糧の備蓄制度」を確立して、米麦は消費量の六ヵ月分、大豆、飼料穀物は消費量の三ヵ月分を備蓄する。なお、当面、主食の米については五九年度より三ヵ年で三〇〇万トンの備蓄米の生産を確保する。

一、四年連続の米の不作の原因は異常気象による冷害といわれるが、一方では、兼業化による労働力不足、化学肥料の多用による水田の地力低下など複合的要因も大きいと指摘されてゐる。それは、わが国農業の将来をも問われてゐるものといわなければならない。したがつて、社会党がすでに国会に提案している「農産物の自給及び備蓄の確保のための農業生産振興法案」を実現させ、食糧の自給率の

向上とともに、労働力を有効に活用する経営間の共同、協業や地力向上のため畜産を導入した地域複合経営など、地域の「自主性」を尊重した地域農業改革をすすめていくものとする。

一九八三・一二・一五（安恒選対委員長・京都談話）

## マンションの修繕、建て替えの円滑化による居住者の住生活の安定のために —「マンション特別措置法」の制定—

### 日本社会党

マンション建設は、ここ五年間、毎年一〇万戸ペースで供給されており、既にその総戸数は一二〇万戸におよんでいます。しかし、その居住性、特に、維持・管理及び大規模修繕、建て替えについての対策は、いまだ全く確立されていないといつても過言ではありません。すなわち、今春の通常国会において成立した、いわゆる「区分所有法改正案」においては、管理組合への法人格の付与、組合員の権利・義務規定の整備、建て替えに関する決議の手続き等は定めましたが、肝心の大規模修繕や建て替え事業の障害となっている資金難や建て替え事業の主体の不明確さ、合意形成の条件等については放置されたままとなっています。

マンションは、「供給」、「管理（修繕を含む）」、「建て替え」の各々に大別される幾多の問題点をもっています。しかし、政府は、先の中曾根首相の東京環状七号線円内の高層化構想にみられるように、景気

対策や関連業界の要求にもとづいた、マンション供給促進策には熱心ですが、居住者の住生活の将来にわたる安定や都市環境の保全上必要な大規模修繕、建て替え対策にはきわめて不熱心です。

わが党は、マンションの特殊性（建物の規模、権利者数、急速な増戸）にかんがみ、その大規模修繕と建て替え需要に的確に対応するには、制度と資金の中長期的な準備が必要と考えます。これを怠れば、既に一部に発生している通り、老朽化とともになうスラム現象が全国に蔓延し、都市環境全体にとっても、国民全体の住宅事情にとっても重大な悪影響を与えることは必至です。したがって、「区分所有法」に対応する次のような内容のマンション特別措置法（集合分譲住宅における大規模修繕及び建て替え事業に関する法律）の早急な制定をはかります。

### 「マンション特別措置法」の内容

#### (1) 「全国管理組合連合基金」の創設

各棟（各団地）の管理組合の任意加盟による「全国管理組合連合基金」を創設し、修繕積立金等の「基金」への委託・運用によって、大規模修繕、建て替え資金の財源確保をはかる。

#### (2) 「基金」の行う事業

基金は、資金の運用とその運用益にもとづく各管理組合の大規模修繕、建て替え事業に対する低利融資、マンション管理のソフト及びハードの研究開発と普及、そして管理組合では行いえない建て替え事業の代替施行を行う。

#### (3) 「基金」加盟による優遇

加盟管理組合の積立金等は、利子配当課税の対象から除外するとともに、良好な管理・修繕、団地にあつては広場、集会所の近隣住民への解放を条件に共有部分の固定資産税の一部を減免する。

#### (4) 「基金」による低利融資

「全国管理組合連合基金」は、各加盟管理組合の委託金額及び年数に応じて、各管理組合に対し、修繕資金及び建て替え資金の低利融資を行う。

(5) 「住宅金融公庫」の融資

- ① 住宅金融公庫は、各管理組合に対して専有（用）、共有（用）部分を含め、修繕資金、建て替え資金を一定の限度のもとに一括融資できることとする。
- ② 住宅金融公庫は、集会所・宿泊施設の新增設、共同保育および学童保育所の施設、身障者用の内装およびアプローチの新設・改良および部屋の増設を融資対象とする。

(6) 「基金」の民主的運営

- 「基金」は各県に支部を置くとともに、各管理組合から「運営委員」を選出し、各県の支部から中央の理事を選出することとする。同時に、「基金」には、学識経験者若干名の監査委員を置く。

(7) 「建て替え組合」

- ① 各管理組合が、建て替えを行う際には、「建て替え組合」を設立することとし、その内容は、都市再開発法にもとづく再開発組合の規定を準用する。ただし、その建て替え事業が良好な都市環境の保全上必要と認める時は、国は、権利者が等床面積を確保し得るよう、評価額及び積立金の差額の二分の一を限度として国庫補助を行う。
- ② 建て替えを行う際に、集会所および公園等公共スペースを確保し、一般に開放する場合、二分の一の補助を行う。

- (8) 関係図書の引渡し義務  
各集会分譲住宅の譲渡に際しては、その一切の宣伝・広告書類、設計図書・仕様書、「長期修繕計画書」（新規）の管理組合への提出、その復本の永久保管を設計・施工者、販売主に義務付ける。
- (9) 瑕疵担保期間の延長

集合分譲住宅の瑕疵担保期間を、基礎構造物を十五年、配管・外壁塗装等を十年、居住室内構造物を五年、居住室内設備を二年とする。

(10) 配管施設の敷設、点検、修繕

- ガス、電気、水道等の配管施設の敷設、定期検査、修繕義務を事業者に課す。同時に、大規模集合住宅（併用住宅）については、水の循環利用のための中水道施設の整備を義務付ける。
- 管理会社の責務の明確化  
管理会社に対して、消防・避難施設の点検・整備、防犯装置の設置と点検・整備、管理費、修繕積立金の徴収義務等を課す。

一九八三・一二・一六（石橋委員長・横浜談話）

## 景気回復と国民生活向上の 予算編成を求める

—昭和五九年予算編成に対する  
考え方—

日本社会党

### 一、自民党政の展望なき経済財政政策

- (1) わが国経済は長期不況からの脱出、対外貿易摩擦の解消に加えて巨額な赤字を抱えた財政の立て直しといった難題に直面している。これらの諸課題の解決にあたっては輸出依存の経済体質を内需主導の成長経済に転換することが欠かせない。しかし、自民党政の対

応は内需拡大のための積極策をとることなく外需依存、輸出主導の

景気回復を続けており、対外経済摩擦の激化を招く事態を引き起している。

(2) 政府が最重点政策課題としている「財政再建」も具体的展望の立たないままに福祉・教育の切り捨てのための歳出削減を強め、予算も

超緊縮・デフレ予算の編成を行つてきている。中曾根首相が一二月六日に明らかにした「五九年度予算編成構想」においても、「増税なき財政再建」「赤字国債発行額の削減」「歳出規模の抑制」でなおり、「高めの経済成長」を実現するといったすでに破綻した方針を打ち出している。

このような中曾根内閣の経済財政政策では国民生活の向上は期待できず、内外経済の不均衡と財政再建の展望はひらけない。

### 一、五九年度予算編成についての基本的態度

わが党は、中曾根内閣が国民生活犠牲の経済財政政策を転換し、つぎのような基本にもとづいて、来年度予算を編成するよう求める。

#### 1 「財政再建」への対応

財政体質の改善は特例国債依存から抜け出すことだけでなく、国債依存率の低下および中央集権型財政構造の改革であり、それらは中長期的な対応を必要としている。それはまたわが国経済の改革がなければ実現できないことである。そこで、「財政再建」にあたっては、国民生活の安定と向上を原則におき、内需主導の経済成長と国債依存率の引き下げとを計画的に実現させていくこととする。

#### 2 五九年度予算編成の方針

五九年度予算はつぎのような方針の下に編成する。

(1) 軍拡と国民生活圧迫の予算とすることなく、「生活安定、平和保障

の経済財政改革」の予算を編成する。

(2) そのためには、内需拡大の成長を図かり、「財政再建」にも展望のもてる予算としなければならない。したがつて、政府の超緊縮予算ではなく、一般会計予算の伸び率を今年度当初予算比で5%増の積極的な予算を組むものとする。

(3) 政府案より二兆四・五、〇〇〇億円の歳出増は公共投資、福祉・教育費等に重点配分する。

### 3 予算編成の重点課題

(1) 大幅な所得減税の実施で個人消費の拡大をはかる。

① 所得税一兆円、住民税四千億円の年内減税を行つたうえ、来年度の所得税の課税最低限を二六〇万円相当（夫婦子二人のサラリーマン家庭）まで引き上げる。また、住民税の課税最低限も二〇〇万円程度に引き上げる。

② 政府の一兆円減税実施のための財源対策としての酒税、物品税等の大衆課税には反対である。減税財源は企業の退職給与引当金の圧縮、法人の配当課税率の廃止、受取配当金益金不算入制度の廃止、給与所得控除の頭打ち制度の復活等々の不公平税制の是正および有価証券取引税率の引上げ、等によつて確保する。

生活関連等公共投資を拡充するためには公共事業関係費の今年度当初予算比3%増を行うとともに福祉・教育関係施設整備費等を増やして、公共投資の事業量二兆円相当を増額する。

① 政府は公共事業関係費もマイナスシーリング（5%）の対象として削減をはかるとしているが、社会資本整備の立ち遅れているうえに景気対策上も欠かせない措置である。

② 概算要求額との比較では公共事業関係費は三、五〇〇億円増となるが、それは都市再開発等住宅対策費に重点をおくとともに投資的経費の財源は建設国債でまかなう。

(3) 中小企業対策を充実し、体质強化と経営安定をはかる。

① 中小企業の設備の近代化と投資の促進のために投資減税を行う（一〇%の税額控除）。

② 官公需の中小企業への発注割合を五〇%にまで高める（現在三七%程度）。

③ 信用力・担保力のせい弱なベンチャービジネス（＝研究開発型企業）への融資制度を充実する。

(4) 福祉・教育費の切り捨てと弱い者への負担増をやめる。

① 医療保険改悪による健保給付率現行一〇割の八割への引下げ、入院時の自己負担、高額療養費自己負担限度額の引上げ、および国保国庫負担の引下げ等々による弱い層への負担増をやめさせる。また、社会福祉施設整備費の削減を行わない。

② 各種年金のスライドの実施、老齢福祉年金の月三万円への引き上げを行う。

③ 義務教育教科書の無償制度を続けるとともに国立学校の授業料値上げを行わない。私立高校・大学の経常費の助成の削減は授業料の値上げとなつて父母負担を強めるのは必至であることから現行水準を維持する。また、公立学校施設整備費、公立社会教育施設整備費（文化施設、図書館等）の削減も行うべきでない。

④ 福祉・教育費の予算については、過大な薬代、道徳教育の充実強化費等の削減を行うが、それでも国民生活充実の観点から財源が不足するならば特例国債でまかなう。

(5) 軍事大国化を選ばず、経済協力と文化立国で世界の平和に貢献する。

① 防衛関係費は概算要求段階で四年連続で特別枠が設定され、優先的増額が認められてきており、来年度もマイナスシーリングの中で六・八八%の増額（一、八九五億円）の要求が出されている。防衛関係費の増額をやめ、今年度当初予算額（二兆七、五四二億

円）と同額とする。なお、これによつて後年度負担の新規分（一兆四、八八九億円）も計上されず、将来の防衛関係費の増加に大きな歯止めになる。

② 右の防衛関係費の凍結とともに「予算の節約分」は福祉・教育の充実および第三世界諸国との経済協力費と文化交流費にあてる。

#### 4 予算編成と「財政再建」問題

以上のような方針と内容のもとに五九年度予算を編成すべきであるが、「財政再建」の觀点からつきのような対応が必要と考える。

(1) 予算編成にあたつては、当面概算要求における一律削減方式をとりつつも、大蔵原案、政府案の策定段階では国民生活の実態、経済動向を踏まえ、弾力的編成を行う。

(2) 税制改革にあたつては、

① 利子配当所得課税をはじめとした各種租税特別措置の抜本的整理、法人課税制度の見直し等を行つて制度の不公平をなくすとともに公正な税務行政を実現して税収を確保するとともに税に対する国民の信頼を得るようにする。

② 輸出課徴金、資産再評価税（含む土地再評価税）などの臨時税を設けるとともに特別会計を設置して、内需拡大のための新規事業の投資財源および国債償還財源にあてる。また地方債の自由化にともない利子補給等を行つて、地域振興財源にもあてる。

特殊法人、特別会計の経理内容を洗い直して剩余金の吸収をはかるとともに各種補助金の整理改廃を行う。

一九八三・一一・一八

一九八三・一一・一九

## 投票日にあたつて

日本社会党

明 声

日本社会党

一、今回の選挙は、八三政治決戦の締めくくりであると同時に、八〇年代後半の政治、とりわけ田中の利権政治のゆがみを正す重大な選挙であった。

社会党は、国民の審判をあおぐことによって田中問題に決着をつけ、中曾根政治のめざす軍拡と増税、国民負担の増大と福祉切捨てに歯止めをかけるため、かつてない野党協力の成功のもとに自民党に打撃を与えた。政治の流れをかえるために全力を傾注してきた。

二、社会党は、政治浄化を求める広汎な国民の支持をうけ、一九の現役交替の中で、前回議席を上回る成果をあげてこの選挙に勝利した。これによって長期低落傾向に歯止めをかけ、議員の若返りをも含めてニュー社会党への第一歩を印すことができた。

さらに、公明党の躍進をはじめ野党全体の進出によって念願の与野党伯仲を再現し、自民党の横暴をおさえる「規制力」を発揮することが可能となつた。これらの成果は、すべて国民の良識が發揮された結果である。

三、社会党は、ここに支持、協力をよせられた多くの国民に感謝するとともに、この選挙で、かつてない広がりをもつことのできた野党

一、社会党は国民の声に真摯に耳を傾け、選挙中の公約を誠実に実行し、平和とくらしを守るために全力をあげます。

国民各位がこぞつて投票に参加し、社会党を支援して下さるよう、心から訴えます。

一、さらに、この選挙で保革伯仲を実現し、「改革と進歩のための連合政権」樹立への準備のため、志を同じくする党および大衆団体等の代表と話し合いにはいることを提案し、広範な賛同をえました。

今後、社会党は伯仲下の野党第一党的責任を痛感し、選挙中の公約通り、腐敗政治の根をたち、待ちかまえていた増税や国民負担の増大、軍拡への道をくいとめるため野党協力のもとに奮闘することをかたく誓うものである。

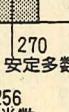
一九八三年一二月一九日

1983年12月20日(火曜日)朝日新聞より

## 衆院の新勢力分野

解散時 新勢力		当選者	前	元	新	婦人
286	258	自 民	250	219	8	23
101	113	社 会	112	79	12	21
34	59	公 明	58	28	16	14
31	39	民 社	38	26	3	9
29	27	共 産	26	16	6	4
10	8	新自ク	8	7	0	1
3	3	社民連	3	2	0	1
4	4	無所属	16	4	1	11
498 欠員13	511	合 計	511	381	46	84
						8

（注）①新勢力には、当選後の追加公認や各党の国会内会派に加わる予定者を含む。解散時勢力は国会内会派の数②党派別當選者数は、選舉時の届け出により選舉後の異動は含まない。



1983年12月20日(火曜日)読売新聞より

### 最高裁裁判官国民審査(中央選管) 最終発表

	(罷免を否と) (するもの)	(罷免を可と) (するもの)
やすおか みづひこ 安岡 満彦	45,858,172	5,477,817
つのだれいじろう 角田礼次郎	45,765,565	5,570,475
おおはし すすむ 大橋 進	46,024,415	5,311,641
きどぐちひさる 木戸口久治	46,107,824	5,228,234
わだ せいいち 和田 誠一	46,327,481	5,008,556
まき 牧 圭次	46,369,582	4,966,495

1983年12月20日(火曜日)朝日新聞より

**都道府県選挙区別投票成績**

=自治省発表=

				小数第3位 を四捨五入	
区	有権者数	投票者数	投票率	岐阜	642,319 74.16
北海道	1,487,980	965,904	64.91	1,534,314 74.77	399,522 74.39
	545,163	413,891	75.92	計 1,400,456 74.39	1,041,841 74.39
	413,950	300,811	70.28	809,468 74.06	599,512 74.06
	755,472	555,851	73.58	422,163 75.49	318,306 75.49
	798,917	654,365	81.91	1,231,631 74.52	917,818 74.52
計	4,001,482	2,880,922	72.00		
青森	699,826	462,120	66.03	445,824 74.00	329,907 74.00
	400,020	288,251	72.06	356,490 74.88	266,951 74.88
計	1,099,846	750,371	68.23	802,314 74.39	598,858 74.39
岩手	605,399	407,333	67.28	534,698 69.89	325,588 69.89
	430,319	338,213	78.49	268,151 77.15	206,878 77.15
計	1,036,318	745,545	71.94	802,849 66.32	532,466 66.32
秋田	551,716	396,929	71.94	577,019 76.66	442,366 76.66
	384,705	289,420	75.23	779,619 67.49	526,156 67.49
計	936,421	686,349	73.29	654,702 53.36	349,330 53.36
山形	519,747	407,318	78.48	1,153,188 63.51	732,392 63.51
	407,350	300,865	73.80	1,807,890 59.83	1,081,722 59.83
計	927,397	708,783	76.43	524,771 53.18	279,075 53.18
宮城	1,088,432	734,580	67.49	860,020 55.95	481,214 55.95
	421,126	316,150	75.07	1,135,868 63.20	717,570 63.20
計	1,509,558	1,050,730	69.61	990,816 59.02	584,828 59.02
福島	533,657	394,781	73.98	1,095,745 62.07	680,822 62.07
	540,263	421,897	78.09	497,039 59.22	294,345 59.22
	398,231	294,260	73.89	771,868 60.66	433,788 60.66
計	1,472,151	1,110,938	75.46	5,875,928 59.79	3,513,293 59.79
茨城	752,713	483,268	64.20	988,342 57.23	565,594 57.23
	453,964	318,856	70.24	1,217,233 64.86	789,541 64.86
計	660,080	469,966	71.20	625,126 66.56	416,114 66.56
計	1,866,757	1,272,090	68.14	588,279 73.17	430,462 73.17
栃木	712,822	404,997	56.77	245,580 82.04	201,466 82.04
	576,473	402,203	69.77	3,664,560 65.58	2,403,177 65.58
計	1,289,295	806,190	62.58		
群馬	458,502	335,667	73.21	884,139 73.54	650,173 73.54
	364,462	285,273	78.27	482,936 76.40	368,982 76.40
	509,988	395,385	77.53	307,776 83.96	258,403 83.96
計	1,332,952	1,016,325	76.25	790,712 73.34	627,385 73.34
埼玉	792,941	483,808	61.01	396,692 67.50	267,748 67.50
	963,331	595,228	61.78	337,209 74.78	252,155 74.78
計	411,592	290,204	70.51	733,901 70.84	519,903 70.84
計	872,386	583,283	66.82	612,499 74.02	453,373 74.02
	776,924	419,244	54.05	425,167 58.65	307,319 65.32
計	3,816,783	2,371,846	62.14	402,662 76.32	311,782 77.12
千葉	1,172,547	677,520	57.73	1,102,447 69.70	768,441 69.70
	543,293	352,732	64.92	624,694 71.60	447,311 71.60
	623,821	470,899	75.49	672,553 72.67	488,730 72.67
	1,082,669	641,728	59.27	695,075 75.24	523,001 75.24
計	3,422,330	2,142,879	62.61	1,367,628 73.98	1,011,731 73.98
東京	456,747	256,190	56.09	815,554 63.56	518,402 63.56
	781,973	463,988	59.22	502,690 75.26	378,310 75.26
	794,488	453,988	57.09	248,214 77.82	204,442 77.82
	840,600	466,296	55.47	1,966,458 71.25	1,401,154 71.25
	925,680	340,998	55.64	447,237 79.54	355,738 79.54
計	889,398	360,347	61.17	580,340 81.63	473,736 81.63
神奈川	1,085,458	847,840	59.33	545,270 70.72	385,616 70.72
	333,528	226,601	64.63	1,050,630 76.03	462,871 76.03
	639,963	582,326	59.74	848,100 73.52	848,487 73.52
	1,091,399	620,046	56.81	1,291,478 67.38	870,159 67.38
	1,223,384	773,413	63.37	722,475 76.51	552,752 76.51
計	8,478,697	5,002,083	59.00	632,658 75.16	475,518 75.16
計	884,573	486,748	55.03	643,497 67.90	436,960 67.90
	1,279,795	766,920	59.93	3,290,108 70.98	2,335,389 70.98
計	996,973	607,357	60.92	623,388 68.62	427,747 68.62
	1,149,427	701,054	60.99	676,215 73.66	498,115 73.66
計	703,369	468,046	65.62	445,613 76.52	340,963 76.52
計	5,014,137	3,030,874	60.44	1,121,828 74.80	839,078 74.80
新潟	521,046	367,847	70.60	770,203 72.74	560,237 72.74
	407,705	328,049	80.46	545,536 76.76	418,739 76.76
計	1,779,628	1,403,072	78.84	1,313,739 74.41	978,976 74.41
長野	415,885	316,133	76.01	587,349 80.62	473,528 80.62
	338,191	225,774	65.76	312,050 70.50	219,980 70.50
計	409,457	333,745	81.51	889,399 77.11	693,508 77.11
計	361,024	281,642	78.01	521,363 77.01	401,512 77.01
	1,524,557	1,157,294	75.91	314,509 81.15	255,223 81.15
山梨	587,076	458,574	78.11	835,872 78.57	656,735 78.57
	742,635	425,658	57.32	598,915 77.58	413,639 77.58
計	899,356	596,084	66.28	340,056 70.55	259,922 70.55
静岡	675,707	429,454	63.56	258,172 85.03	220,380 85.03
	804,377	535,756	66.61	109,356 91.80	100,388 91.80
計	701,613	511,579	72.87	1,307,499 74.52	974,329 74.52
愛知	2,478,704	1,821,577	73.49	746,391 77.58	579,045 77.58
	676,076	458,574	78.11		
計	4,331,874	2,724,942	62.90		
<b>全国</b>				84,252,608 67.94	
<b>前回55年</b>				80,925,034 74.57	
<b>計</b>				男 67.56% 女 68.30%	
				男 73.72% 女 75.36%	

## 衆院選 党派別・都道府県別得票数率

(議事新聞社調べ、カツオ肉は%)

1983年12月20日(火曜日) 読売新聞より

# 衆院選確定得票一覧

◎各選舉区カッコ内の和数字は定数、洋数字は候補者数の当は當選者、  
口印は競り上げ當選となる資格を持つ法定得票数を得たもの。洋数字  
は兩頭数、カッコ内は得票率。票分類の小数点以下は切り捨てて③氏名右

の所画、自は自民党、社は社会党、公は公明党、民は民社党、共は共産  
党、クは新自由クラブ、道は社会民主連合、諸はその他の議会派、無は  
無所属。

## 山形県

△1区(四一9)	
当 76,668(78.9)	鹿野 道彦 自前
当 73,014(78.0)	渡辺 三郎 社前
当 70,578(77.4)	近藤 鉄雄 自前
当 67,273(76.6)	榎本 和平 自新
□ 56,669(74.0)	山川 幸信 民新
□ 32,342(8.0)	木村 勝爾 無新
17,326(4.3)	塚田 武 無新
9,770(2.4)	妻勇一 共新
1,360(0.3)	斎藤 義広 無新
△2区(四一6)	
当 103,170(34.6)	加藤 紘一 自前
当 56,782(79.0)	近岡理一郎 自前
当 54,011(78.7)	佐藤 誠 社前
当 51,733(77.3)	阿部 昭吾 連前
□ 26,096(8.7)	須藤美也子 共新
6,680(2.2)	土門 宏 無新

## 岩手県

△1区(四一7)	
当 100,315(24.8)	鈴木 善幸 自前
当 78,055(19.3)	工藤 崑 自前
当 71,017(17.5)	小川 仁一 社元
当 65,034(16.7)	玉沢徳一郎 自前
□ 63,735(15.7)	小野 信一 社前
20,439(5.1)	宮脇 善雄 共新
6,106(1.5)	山本 敏夫 無新
△2区(四一6)	
当 67,778(20.2)	菅原喜重郎 民新
当 66,734(19.9)	志賀 節 自前
当 64,739(19.3)	椎名 素夫 自前
当 63,212(18.9)	小沢 一郎 自前
□ 61,141(18.3)	北山 愛郎 社前
11,401(3.4)	伊藤 司男 共新

## 北海道

△1区(五一7)	
当 185,161(19.3)	竹村 泰子 無新
当 171,814(17.9)	町村 信孝 自新
当 170,502(15.7)	齊藤 実 公前
当 140,623(14.7)	小林 恒人 社前
当 114,970(12.0)	箕輪 登 自前
□ 109,206(11.4)	児玉 健次 共新
87,377(9.1)	佐藤 静雄 自新
△2区(四一6)	

△2区(四一6)	
当 90,066(21.9)	村上 茂利 自元
当 81,296(19.8)	安井 吉典 社前
当 81,205(19.7)	五十嵐 広三 社前
当 72,114(17.5)	上草 義輝 自前
□ 71,945(17.5)	川田 正則 自前
14,798(3.6)	沢田耕七郎 共新
△3区(三一6)	

△3区(三一6)	
当 75,712(26.2)	佐藤 孝行 無前
当 71,475(24.7)	奥野 一雄 社新
当 65,769(22.8)	阿部 文男 自前
□ 52,487(18.2)	笠原 孝清 無新
19,392(6.7)	清野 隆司 共新
4,132(1.4)	谷口 夕新
△4区(五一7)	

△4区(五一7)	
当 92,156(16.7)	小平 忠 民元
当 86,837(15.7)	池端 清一 社前
当 86,726(15.7)	岡田 春夫 社前
当 77,696(14.7)	渡辺 省一 自前
当 72,123(13.7)	高橋 辰夫 自前
□ 69,758(12.6)	三枝 三郎 自前
66,708(12.7)	外尾 静子 共新
△5区(五一9)	

△5区(五一9)	
当 163,755(25.2)	中川 昭一 自新
当 71,955(11.7)	島田 琢郎 社前
当 71,643(11.0)	岡田 利春 社前
当 67,436(10.4)	鈴木 宗男 無新
当 65,151(10.0)	新村 源雄 社元
当 64,866(10.0)	北村 義和 自前
当 63,340(9.7)	安田 貴六 自前
□ 61,762(9.5)	武部 勤 無新
20,478(3.7)	芝田重郎太 共新

## 宮城県

△1区(五一7)	
当 135,259(18.6)	愛知 和男 自前
当 114,369(15.7)	三塚 博 自前
当 107,574(14.8)	武田 一夫 公前
当 102,785(14.1)	伊藤宗一郎 自前
当 98,224(13.5)	戸田 菊雄 社前
□ 88,990(12.2)	庄司 幸助 共元
81,868(11.2)	太田 幸作 社新
△2区(四一7)	

## 秋田県

△1区(四一6)	
当 81,446(20.7)	野呂田芳成 自新
当 74,015(18.8)	佐藤 敬治 社前
当 62,187(15.8)	中川利三郎 共元
当 61,839(15.7)	佐々木義武 自前
□ 56,927(14.5)	藤村 昭孝 社新
56,837(14.5)	佐藤 敬夫 自新
△2区(四一6)	

## 青森県

△1区(四一6)	
当 98,275(21.4)	大島 理森 自新
当 96,478(21.0)	津島 雄二 自前
当 92,083(20.7)	閻 晴正 社前
当 81,503(17.8)	田名部匡省 自前
当 76,609(16.7)	竹中 修一 共新
13,768(3.0)	沢谷 忠則 共新
△2区(三一4)	

## 茨城県

△1区(四一9)	
当 82,664(17.3)	栗林 信行 自前
当 78,418(16.4)	天野 等 社新
当 76,452(16.0)	塚田 延充 民新
当 75,799(15.8)	額賀福志郎 無新
71,348(14.9)	中山 利生 自前

◇5区(三一7)

当 99,720(24.0) 福永 健司  
当 93,752(22.6) 沢田 広  
当 92,538(22.3) 和田 一仁  
□ 59,946(14.4) 飯塚 博之  
□ 39,056(9.4) 上田 清司  
21,020(5.7) 塩味達次郎  
9,684(2.3) 宮脇 則夫

東京都

◇1区(三一9)

当 59,189(23.4) 与謝野 譲  
当 50,636(20.0) 大塚 雄司  
当 50,071(19.8) 木内 良明  
□ 47,179(18.6) 平山 知子  
□ 42,991(17.0) 佐々木秀典  
1,308(0.5) 赤尾 敏  
858(0.3) 北島 雅彦  
741(0.3) 松田 菊寿  
445(0.2) 木本 幸雄

◇2区(五一9)

当 96,386(21.0) 石原慎太郎  
当 80,073(17.4) 鈴切 康雄  
当 64,407(14.0) 大内 啓伍  
当 63,732(13.9) 上田 哲  
当 58,960(12.8) 岡崎万寿秀  
□ 40,393(8.8) 新井 将敬  
□ 36,225(7.9) 石井 光義  
18,303(4.0) 佐藤 裕彦  
1,203(0.3) 岩川 司

◇3区(四一7)

当 703,771(23.1) 小杉 隆  
当 79,373(17.6) 山本 政弘  
当 74,386(16.5) 小坂徳三郎  
当 73,928(16.4) 池田 克也  
□ 69,141(15.4) 越智 通雄  
□ 47,304(10.5) 今井 伸英  
1,810(0.4) 古賀 裕也

◇4区(五一10)

当 78,964(17.1) 稲谷 茂  
当 70,620(15.3) 金子 みづ  
当 67,633(14.6) 松本 善明  
当 66,052(13.4) 大久保直彦  
当 62,166(13.4) 藤原哲太郎  
□ 56,730(12.3) 高橋 一郎  
□ 37,135(8.0) 佐々木清成  
11,811(2.6) 日高 達夫  
8,469(1.8) 増田 卓二  
3,145(0.7) 細木 久慶

◇5区(三一6)

当 87,493(25.4) 中村 靖  
当 78,063(22.7) 長田 武士  
当 70,009(20.3) 高沢 寅男  
□ 55,639(16.2) 木谷 八士  
□ 30,507(8.9) 山田 忠義  
22,569(6.6) 小林 興起

◇6区(四一8)

当 69,697(19.5) 有島 重武  
当 65,209(18.3) 柿沢 弘治  
当 61,129(17.1) 不破 哲三  
当 56,266(15.8) 伊藤 昌弘  
□ 51,955(14.5) 天野 公義  
□ 27,004(7.6) 山口シヅエ  
□ 25,455(7.7) 蛇島 将夫  
422(0.7) 深作清次郎

千葉県

◇1区(四一8)

当 115,920(17.2) 鳥居 一雄  
当 105,993(15.7) 白井日出男  
当 101,287(15.0) 柴田 瞳夫  
当 96,892(14.4) 上野 建一  
□ 92,235(13.7) 小島 孝之  
□ 86,676(12.9) 始閑 伊平  
□ 51,468(7.6) 泰道 三八  
22,888(3.4) 川村 皓章

◇2区(四一8)

当 81,602(23.3) 水野 清  
当 79,588(22.8) 山村新治郎  
当 73,668(21.1) 小川 国彦  
当 57,824(14.8) 林 大幹  
□ 27,295(7.8) 青柳 敏夫  
20,038(5.7) 宇野 裕  
13,471(3.9) 関 和夫  
2,341(0.7) 塚本 靖祐

◇3区(五一9)

当 85,327(18.3) 浜田 幸一  
当 67,008(14.3) 石橋 一弥  
当 58,238(12.5) 森 美季  
当 58,085(12.4) 吉浦 忠治  
当 50,552(10.8) 中村正三郎  
□ 45,904(9.8) 辻田 実  
□ 45,605(9.8) 川上 紀一  
□ 38,344(8.2) 池田 潤  
18,377(3.9) 田中 弘子

◇4区(三一5)

当 157,658(24.7) 新村 勝雄  
当 142,291(22.3) 森田 景一  
当 140,966(22.1) 友納 武人  
□ 134,072(21.0) 染谷 誠  
□ 62,463(9.8) 吉野 幸子

埼玉県

◇1区(三一5)

当 112,551(23.4) 小川新一郎  
当 107,209(22.3) 浜田卓二郎  
当 105,660(22.0) 松永 光  
□ 99,174(20.6) 渡辺 貢  
□ 55,701(11.6) 阿部 野人  
当 181,385(30.7) 山口 敏夫  
当 128,152(21.7) 小宮山重四郎  
当 121,939(20.6) 宮地 正介  
□ 83,257(14.7) 小松 定男  
□ 76,503(12.9) 矢島 恒夫

◇3区(三一6)

当 76,155(26.5) 加藤 卓二  
当 71,188(24.8) 田並 崑明  
当 60,733(21.2) 糸山英太郎  
□ 50,556(17.6) 鴨田利太郎  
22,972(8.0) 藤元 勝夫  
5,487(1.9) 栗原 福雄

◇4区(三一6)

当 131,715(22.8) 山田 英介  
当 112,445(19.4) 三ツ林弥太郎  
当 104,722(18.7) 青木 正久  
□ 96,876(16.7) 野中 英二  
□ 94,592(16.4) 細川 律夫  
38,099(6.6) 久世 智照

茨城県

□ 63,796(13.3) 狩野 明男  
21,574(4.5) 海野 幹雄  
7,559(1.6) 石津 政雄  
933(0.2) 吉田 哲

◇2区(三一5)

当 93,092(29.4) 梶山 静六  
76,181(24.1) 城地 錦司  
74,608(23.6) 塚原 俊平  
□ 63,587(20.1) 石野 久男  
9,210(2.9) 大和田正輝

◇3区(五一7)

当 98,485(21.7) 中村喜四郎  
78,723(16.9) 丹羽 雄哉  
72,248(15.5) 二見 伸明  
67,977(14.6) 赤城 宗徳  
65,582(14.0) 竹内 猛  
□ 63,918(13.7) 登坂重次郎  
19,897(4.3) 奈良 達雄

栃木県

◇1区(五一6)

当 143,623(35.9) 渡辺美智雄  
68,403(17.1) 舟田 元  
60,484(15.7) 森山 欽司  
58,442(14.6) 広瀬 秀吉  
55,945(14.0) 稲葉 誠一  
13,583(3.4) 潤 友二

◇2区(五一7)

当 71,965(18.0) 武藤 山治  
68,106(17.1) 稲村 利幸  
64,062(16.7) 神田 厚  
63,497(15.9) 水谷 弘  
61,494(15.4) 藤尾 正行  
59,000(14.8) 植竹 繁雄  
10,752(2.7) 加藤 芳江

群馬県

◇1区(三一7)

当 77,381(23.2) 尾身 幸次  
76,205(22.9) 田辺 誠  
61,658(18.5) 熊川 次男  
50,758(15.2) 久保田円次  
40,862(12.3) 稲垣 倉造  
24,047(7.2) 菅野 義章  
2,206(0.7) 中村 千春

◇2区(三一6)

当 79,416(28.1) 中島源太郎  
69,942(24.7) 小川 省吾  
67,892(24.0) 長谷川四郎  
56,970(20.7) 笹川 勿  
6,099(2.2) 小菅 啓司  
2,724(1.0) 橋本 尚稔

◇3区(四一5)

当 129,100(32.9) 福田 起夫  
117,970(30.1) 中曾根康弘  
77,301(19.7) 山口 鶴男  
49,028(12.5) 小渕 恵三  
18,643(4.8) 遠藤 功

当 69,298(26.7)木間 章 社前  
当 65,210(24.6)片岡 清一 自前  
□ 52,314(19.7)萩山 教嚴 自新  
6,765(2.5)川崎 伸一 共新

## 石川県

◇1区(三-5)  
当 712,384(34.9)森 夕朗 自前  
当 85,597(26.6)奥田 敬和 自前  
当 67,349(20.9)島崎 讓 社前  
□ 39,775(12.3)宮本 一二 民新  
17,274(5.4)森 昭 共新  
  
◇2区(三-6)  
当 57,829(28.2)瓦 力 自前  
当 53,536(26.7)坂本三十次 自前  
当 51,627(25.2)稻村佐近四郎 自前  
□ 34,125(17.6)栗森 4,752(2.3)大川 未男 番社新  
2,937(1.4)林 謙 無新

## 富井県

◇全県区(四-8)  
当 706,285(24.7)福田 一 自前  
当 68,923(15.6)平泉 渉 自前  
当 59,654(13.5)辻 一彦 無新  
当 59,523(13.5)横手 文雄 民前  
□ 56,250(12.8)牧野 隆守 自前  
□ 50,320(11.4)田畠政一郎 社元  
□ 31,544(7.2)館山不二夫 無新  
7,967(1.8)元山章一郎 共新

## 山梨県

◇全県区(五-7)  
当 96,449(21.2)金丸 信 自前  
当 74,562(16.4)鈴木 強 社前  
当 73,193(16.7)田中 克彦 社新  
当 71,301(15.7)田辺 国男 自前  
当 67,499(13.5)堀内 光雄 自前  
□ 59,199(13.0)中尾 栄一 自前  
19,178(4.2)石丸あきじ 共新

## 長野県

◇1区(三-5)  
当 83,218(26.6)田中 秀征 自新  
当 73,749(23.5)若林 正俊 自新  
当 63,520(20.3)清水 勇 社前  
□ 52,786(16.7)小坂善太郎 自前  
□ 40,614(13.0)富森 啓児 共新  
  
◇2区(三-4)  
当 71,880(32.3)羽田 孜 自前  
当 68,335(30.7)中村 茂 社前  
当 50,695(22.8)井出一太郎 自前  
□ 31,757(14.3)小林 節夫 共新  
  
◇3区(四-6)  
当 81,147(24.5)宮下 創平 自前  
当 74,967(22.7)中島 衛 自元  
当 60,354(18.2)串原 義直 社前  
当 54,936(16.6)林 百郎 共前  
□ 48,838(14.8)小川 元 自新  
10,639(3.2)原 茂 エクス

□ 124,766(20.7)戸沢 政方 自前  
□ 71,463(11.9)増本 一彦 共元  
1,968(0.3)重松九州男 諸新  
◇4区(四-7)  
当 751,678(21.8)大出 俊 社前  
当 722,640(17.6)佐藤 一郎 自前  
当 720,428(17.3)田中 慶秋 民新  
当 720,292(17.3)草野 威 公前  
□ 92,241(13.2)新堀 豊彦 エクス  
□ 87,979(12.6)小泉 初恵 共新  
1,395(0.2)樋口 叔弘 無新  
◇5区(三-5)  
当 728,493(27.6)河村 勝 民元  
当 714,839(24.6)河野 洋平  
当 99,202(21.3)富塚 三夫 社新  
□ 93,669(20.7)亀井 善之 自前  
29,854(6.4)岡村 共榮

## 新潟県

◇1区(三-5)  
当 723,492(33.9)小沢 長男 自前  
当 85,216(23.4)近藤 元次 自前  
当 70,532(19.4)関山 信之 社新  
□ 66,678(18.3)山本悌二郎 民元  
18,173(5.0)相沢 朝子 共新

◇2区(四-9)  
当 63,512(19.5)渡辺 紘三 自前  
当 61,358(18.9)佐藤 隆 自前  
当 52,627(16.2)稲葉 修 元自  
当 47,571(14.6)松沢 俊昭 社前  
□ 41,784(12.9)吉田 正雄 社新  
□ 29,518(9.7)栗原 博久 無新  
12,998(4.0)木暮 山人 無新  
8,730(2.7)高沢 健吉 民元  
6,850(2.1)小日向昭一 共新

◇3区(五-9)  
当 220,761(46.6)田中 角栄 無前  
当 48,324(10.2)村山 達雄 自前  
当 47,718(10.0)渡辺 秀央 自前  
当 44,088(9.3)小林 進 社前  
当 40,931(8.6)桜井 新 自前  
□ 28,045(5.9)野坂 昭如 無新  
□ 27,597(5.8)岡崎 圭介 社新  
16,321(3.4)丸山 久明 共新  
93(0.0)影山 次郎 諸新

◇4区(三-5)  
当 89,366(39.2)高鳥 修 自前  
当 54,512(23.9)白川 勝彦 自前  
当 53,527(23.5)木島喜兵衛 社前  
□ 23,240(10.2)佐藤 節夫 無新  
7,200(3.2)須藤友三郎 共新

## 富山县

◇1区(三-7)  
当 94,281(28.7)安田 修三 社元  
当 87,083(26.5)住 栄作 自前  
当 68,578(20.9)野上 徹 自前  
□ 64,076(19.5)玉生 孝久 共新  
7,782(2.4)田中 高良 共新  
5,836(1.8)泉田伊佐夫 無新  
673(0.2)酒井 敏雄 無新  
◇2区(三-5)  
当 71,849(27.1)綿貫 民輔 自前

◇7区(四-7)  
当 127,700(19.9)菅 直人 連前  
当 110,458(17.2)大野 潔 公前  
当 103,751(16.2)工藤 晃 共元  
当 99,110(15.4)小沢 裕志 社新  
□ 80,496(12.5)常松 文夫 自新  
70,908(11.1)秋本 明則 民新  
□ 49,227(7.7)大松

◇8区(三-6)  
当 59,897(26.5)鳩山 邦夫 自前  
当 55,015(24.4)中川 嘉美 公元  
当 53,826(23.8)深谷 隆司 自前  
□ 50,757(22.5)金子 満広 共前  
6,042(2.7)友部 達夫 諸新  
179(0.7)増田 真一 諸新

◇9区(三-6)  
当 89,284(23.6)中村 巍剛 公新  
当 87,190(23.0)浜野 武敏 自前  
当 73,620(19.5)中島 実 共前  
□ 71,751(19.0)依田 正一 夕前  
54,809(14.5)今 茂 無新  
1,749(0.5)山本

◇10区(五一7)  
当 137,075(22.3)竹入 義勝 公前  
当 112,188(18.3)鯨岡 兵輔 自前  
当 103,290(16.8)島村 宣伸 自前  
当 97,146(15.8)岸沢 利久 社元  
当 82,282(13.4)佐藤 索弘 共新  
71,608(11.7)田島 衛 倭衛 徹無新  
10,245(1.7)矢作

◇11区(四-10)  
当 125,872(16.4)石川 要三 自前  
当 125,207(16.3)伊藤 公介 夕前  
当 124,070(16.1)斎藤 節 公新  
当 123,309(16.0)山花 貞夫 社前  
□ 170,321(14.4)岩佐 恵美 共前  
76,754(9.9)石渡 照久 自新  
42,046(5.5)山田 福一 民新  
40,786(5.2)山本 777(0.1)小川 忠雄 諸新  
697(0.1)宮内 陽鑑 無新

## 神奈川県

◇1区(四-7)  
当 109,739(22.7)小此木彦三郎 自前  
当 89,736(18.6)伊藤 茂 社前  
当 84,597(17.5)伏木 和雄 公前  
当 69,956(14.5)三浦 滉 民前  
□ 68,881(14.3)鈴木 夕新 恒夫 共新  
53,110(11.1)斎藤 淑子 晃 共新  
7,148(1.5)工藤

◇2区(五一8)  
当 146,238(19.2)田川 誠一 夕前  
当 122,233(16.0)市川 雄一 公前  
当 115,274(15.1)小泉純一郎 自前  
当 115,148(15.1)岩垂寿喜男 社前  
当 110,450(14.5)小川 泰弘 民新  
□ 94,876(12.5)中路 雅弘 共前  
50,720(6.7)河野 鉄雄 自新  
7,038(0.9)今野 弘 無新

◇3区(三-6)  
当 147,500(24.5)橋本 文彦 公新  
当 130,501(21.7)加藤 万吉 社前  
当 125,939(20.9)甘利 明 夕新

当 82,594(15.8)西田 八郎 民前  
□ 68,057(13.0)川島 信也 自新

## 京都府

### ◇1区(五一7)

当 58,059(16.8)伊吹 文明 自新  
当 56,293(16.3)竹内 勝彦 公前  
当 54,913(15.9)永末 英一 民前  
当 47,135(13.6)梅田 勝 共元  
当 46,994(13.6)奥田 幹生 自前  
□ 44,662(12.9)藤原ひろ子 共前  
□ 38,302(11.7)杉山 正三 社新

### ◇2区(五一7)

当 173,357(18.8)野中 広務 自前  
当 125,446(17.3)谷垣 稔一 自前  
当 108,665(15.0)西中 清 公前  
当 104,515(14.4)玉置 一弥 民前  
当 98,516(13.6)山中 未治 社新  
□ 92,666(12.8)寺前 岩 共前  
□ 58,023(8.0)有田 光雄 共新

## 奈良県

### ◇全県区(五一8)

当 95,923(14.9)森本 晃司 公新  
当 86,423(13.4)吉田 之久 民前  
当 85,927(13.3)奥野 誠亮 自前  
当 83,523(13.0)辻田忠三郎 無新  
当 80,307(12.5)辻 第一 共前  
□ 77,213(12.0)服部 安司 自元  
□ 76,378(11.9)川本 敏美 社前  
□ 58,228(9.0)前田 武志 自新

## 大阪府

### ◇1区(三一4)

当 84,423(30.6)小谷 輝二 公新  
当 71,032(25.7)正森 成二 共前  
当 66,758(24.2)湯川 宏 自前  
□ 53,988(19.5)大矢 卓史 民新

### ◇2区(五一6)

当 109,960(23.0)浅井 美幸 公前  
当 88,414(18.5)東中 光雄 共前  
当 86,097(18.0)中山 正暉 自前  
当 66,993(14.0)中村 正雄 民前  
当 65,372(13.7)左近 正男 社新  
□ 60,453(12.7)前田 正 自新

### ◇3区(四一5)

当 160,469(22.5)近江巳記夫 公元  
当 144,482(20.3)中野 寛成 民前  
当 142,863(20.7)原田 憲 自前  
当 139,422(19.6)井上 一成 社前  
□ 124,722(17.5)村上 弘 共前

### ◇4区(四一5)

当 164,460(28.4)塙川正十郎 自前  
当 134,169(23.2)矢野 純也 公前  
当 105,585(18.2)経塙 幸夫 共新  
当 101,884(17.6)上田 卓三 社前  
□ 73,303(12.7)中田 昌秀 民新

□ 46,899(11.1)田辺 広雄 自新  
22,604( 5.3)丹羽 久章 無元

### ◇2区(四一6)

当 124,030(21.0)丹羽 兵助 自前  
当 114,302(19.3)宇川 昭三 無前  
当 109,617(18.5)網岡 雄 社新  
当 105,011(17.7)青山 丘 民前  
□ 104,466(17.7)久野 忠治 自前  
34,348( 5.8)鵜飼 諦 共新

### ◇3区(三一5)

当 123,415(29.0)海部 俊樹 自前  
当 107,918(25.4)江崎 真澄 自前  
当 91,540(21.5)佐藤 観樹 社前  
□ 73,301(17.2)森 修男 民新  
29,348( 6.9)祖父江儀男 共新

### ◇4区(四一7)

当 147,271(27.8)伊藤 英成 民新  
当 114,802(21.7)浦野 然興 自前  
当 89,552(16.9)稻垣 実男 自前  
当 86,814(16.4)中野 四郎 自前  
□ 45,313( 8.6)八田 広子 共新  
□ 39,351( 7.4)青山伊津子 無新  
6,778( 1.3)小田 幸平 諸新

### ◇5区(三一5)

当 82,095(26.6)村田敬次郎 自前  
当 76,379(24.7)上村千一郎 自前  
当 73,500(23.8)近藤 豊 無前  
□ 58,428(18.9)岡田 哲児 社元  
18,318( 5.9)三浦 敏三 共新

### ◇6区(四一5)

当 105,748(24.9)塚本 三郎 民前  
当 85,237(20.1)石田幸四郎 公前  
当 83,356(19.6)横江 金夫 社新  
当 78,983(18.6)水平 豊彦 自前  
□ 71,133(16.8)安藤 岩 共前

## 三重県

### ◇1区(五一7)

当 108,062(18.2)伊藤 忠治 社新  
当 102,311(17.2)坂口 力 公元  
当 94,805(15.9)山本 幸雄 自前  
当 94,052(15.8)中井 治 民前  
当 87,778(14.7)北川 正恭 自新  
□ 85,707(14.4)川崎 二郎 自前  
22,610( 3.8)馬場 久勝 共新

### ◇2区(四一7)

当 79,584(25.2)田村 元 自前  
当 61,355(19.4)藤波 孝生 自前  
当 57,759(18.3)角屋堅次郎 社前  
当 55,583(17.6)野呂 昭彦 自新  
□ 48,654(15.4)坂倉 藤吾 社新  
11,972( 3.8)大東 政司 共新  
1,143( 0.4)前川 逸男 諸新

## 滋賀県

### ◇全県区(五一6)

当 108,783(20.8)宇野 宗佑 自前  
当 89,066(17.1)山下 元利 自前  
当 87,885(16.8)野口 幸一 社前  
当 85,678(16.4)瀬戸 博義 共前

## 長野県

### ◇4区(三一5)

当 68,957(24.7)塙島 大 自新  
当 67,917(24.3)唐沢俊二郎 自前  
当 67,053(24.0)小沢 貞孝 民前  
□ 59,197(21.2)下平 正一 社前  
16,136( 5.8)福元 博 共新

## 岐阜県

### ◇1区(五一8)

当 108,785(17.0)武藤 嘉文 自前  
当 95,523(15.0)伏屋 修治 公元  
当 94,117(14.7)松野 幸泰 自前  
当 82,729(13.0)渡辺 嘉蔵 社新  
当 78,898(12.4)蓑輪 幸代 共前  
□ 77,935(12.2)大野 明 前自新  
□ 63,713( 9.9)松田 岩夫 自新  
□ 37,262( 5.8)関谷 秋夫 自新  
◇ 2区(四一6)  
当 103,452(26.2)渡辺 栄一 自前  
当 82,478(20.9)山下八洲夫 社前  
当 70,415(17.8)金子 一平 自前  
当 62,342(15.8)古屋 亨 民新  
□ 59,239(15.0)村井 勝喜 正道 共新

## 静岡県

### ◇1区(五一8)

当 106,648(15.2)松前 仰 社新  
当 103,627(14.7)戸塚 進也 無新  
当 103,128(14.7)原田昇左右 前自新  
当 101,507(14.4)大石 千八 自前  
当 99,188(14.7)數仲 義彦 公前  
□ 85,725(12.2)佐野 嘉吉 自前  
□ 82,644(11.7)栗田 翠 共前  
21,231( 3.0)小長井良浩 エヌ

### ◇2区(五一7)

当 117,510(19.8)斎藤滋与史 自前  
当 115,414(19.5)勝間田清一 社前  
当 107,971(18.2)渡辺 朗 民前  
当 93,802(17.8)栗原 祐幸 自前  
当 79,235(17.4)木部 佳昭 自前  
□ 67,363(17.0)杉山 憲夫 自新  
17,763( 3.0)齋谷 鉄男 共新

### ◇3区(四一7)

当 91,613(18.1)熊谷 弘 無新  
当 86,581(17.1)元信 社新  
当 84,255(16.7)足立 篤郎 自前  
当 80,458(15.9)安倍 基雄 民新  
当 78,975(15.6)柳沢 伯夫 自前  
□ 66,680(13.2)塙谷 一夫 自前  
17,325( 3.4)中村 敏隆 共新

## 愛知県

### ◇1区(五一7)

当 75,998(18.0)春日 一幸 民前  
当 74,655(17.6)柴田 弘 公前  
当 72,782(17.2)田中美智子 無元  
当 66,445(15.7)横山 利秋 社前  
□ 63,825(15.1)今枝 敏雄 自前

## 岡山県

### △1区(五一7)

当 87,110(77.9)江田 五月 連新  
当 80,596(76.6)日笠 勝之 公新  
当 72,395(74.9)大村 裕治 自前  
当 68,947(74.2)矢山 有作 社前  
当 63,898(73.2)平沼 起夫 自前  
□ 59,842(72.3)逢沢 英雄 自前  
□ 52,979(70.9)則武 真一 共元  
  
△2区(五一9)  
当 107,164(79.5)加藤 六月 自前  
当 85,647(76.5)橋本竜太郎 自前  
当 81,812(75.7)貝沼 次郎 公元  
当 81,236(75.6)水田 稔 社前  
当 75,267(74.5)藤井 勝志 自前  
□ 71,519(73.8)林 保夫 民前  
75,206(72.9)田中 政利 共新  
7,082(71.4)赤松 圓豊 無新  
879(70.2)赤澤 律男 無新

### △3区(三一6)

当 86,029(20.8)永井 孝信 社前  
当 81,360(19.7)塙田 晋 民前  
当 79,435(19.2)駒谷 明 公新  
□ 77,056(18.6)渡海元三郎 自前  
□ 64,037(15.5)小林 正巳 無元  
25,568(6.2)前田 清 共新

### △4区(四一6)

当 102,085(23.8)河本 敏夫 自前  
当 77,643(18.7)後藤 茂 社前  
当 77,285(18.0)新井 彰之 公元  
当 73,385(17.7)戸井田三郎 自前  
□ 71,127(16.6)松本 十郎 自前  
□ 26,923(6.3)友久 裕美 共新

### △5区(三一5)

当 53,358(26.6)佐々木良作 民前  
当 47,066(23.5)西山敬次郎 自新  
当 46,606(23.3)谷 洋一 自前  
□ 40,084(20.0)伊賀 定盛 社前  
13,248(6.6)前田 貞夫 無新

### △5区(四一8)

当 143,532(21.4)正木 良明 公前  
当 122,200(18.2)藤田 スミ 共前  
当 109,497(16.3)西村 章三 民前  
当 100,734(15.0)和田 貞夫 社元  
□ 59,039(8.8)木野 雅夫 自新  
□ 58,527(8.7)池尻 久和 自新  
□ 49,062(7.3)原田 幸 素自新  
29,490(4.4)山中 章嘉 自新

### △6区(三一4)

当 77,907(26.7)矢追 秀彦 公新  
当 73,641(25.2)中馬 弘毅 夕前  
当 77,104(24.4)左藤 恵 自前  
□ 69,057(23.7)神崎 敏雄 共元

### △7区(三一4)

当 142,102(30.7)中村 正男 社新  
当 123,208(26.1)春田 重昭 公前  
当 109,420(23.2)北川 石松 自前  
□ 97,839(20.7)西谷光子 共前

## 広島県

### △1区(三一6)

当 122,573(23.8)福岡 康夫 公新  
当 118,870(23.7)大原 亨 社前  
当 109,223(21.2)岸田 文武 自前  
□ 105,107(20.4)栗屋 敏信 自新  
42,896(8.3)高村 是認 共新  
16,371(3.2)桧田 仁 無新

### △2区(四一6)

当 88,536(23.6)増岡 博之 自元  
当 79,269(21.7)森井 忠良 社前  
当 70,839(18.9)池田 行彦 自前  
当 63,847(17.0)中川 秀直 自前  
□ 62,124(16.5)谷川 和穂 自前  
11,108(3.0)村上 昭二 共新

### △3区(五一9)

当 91,719(18.3)宮沢 壱一 自前  
当 89,823(17.9)佐藤 守良 自前  
当 80,503(16.1)岡田 正勝 民前  
当 76,049(15.2)古川 雅司 公元  
当 73,862(14.7)龜井 静香 自前  
□ 67,056(13.4)小森 竜邦 社新  
21,572(4.3)村井 明美 共新  
646(0.7)岡田 昌治 諸新  
269(0.7)橋高 明 諸新

### △全県区(四一7)

当 80,046(22.6)島田 安夫 自元  
当 67,603(19.1)武部 文 社前  
当 67,054(19.0)平林 鴻三 自新  
当 66,121(18.7)相沢 美之 自前  
□ 67,752(17.5)野坂 浩賢 社前  
8,935(2.5)保田 瞳美 重徳 無新  
2,081(0.6)打田 重徳 無新

## 鳥取県

### 島根県

△全県区(五一6)

当 117,529(24.9)竹下 登 自前  
当 86,620(18.4)桜内 義雄 自前  
当 70,756(14.9)中林 佳子 共元  
当 68,525(14.5)吉原 米治 社前  
当 64,227(13.6)細田 吉蔵 自前  
□ 64,026(13.6)梅野 泰二 社前

## 山口県

### △1区(四一6)

当 108,448(28.4)安倍晋太郎 自前  
当 71,472(18.7)林 義郎 自前  
当 67,211(17.6)田中 竜夫 自前  
当 62,269(16.3)浜西 鉄雄 社新  
□ 37,376(9.8)安広 欣記 民新  
□ 35,582(9.3)伊藤 潔 共新

### △2区(五一7)

当 87,708(19.1)小沢 克介 社新  
当 78,182(17.0)吉井 光照 公元  
当 73,981(16.7)吹田 懇 自前  
当 71,610(15.6)佐藤 信二 自前  
当 70,409(15.4)高村 正彦 自前  
□ 60,999(13.3)部谷 幸之 民前  
15,735(3.4)高橋 由雄 共新

## 和歌山県

### △1区(三一6)

当 138,677(37.8)中西 啓介 自前  
当 74,270(20.3)野間 友一 共前  
当 71,590(19.5)坂井 弘一 公前  
□ 55,147(15.1)宇治田栄藏 自新  
14,120(3.9)西本 博昭 社新  
12,585(3.4)橋本 晃和 無新

### △2区(三一6)

当 58,684(22.9)玉置 和郎 自新  
当 53,611(20.9)二階 傑博 自新  
当 47,713(18.6)東 力 無新  
□ 36,927(14.4)正示啓次郎 自前  
□ 32,241(12.6)井上 敦 共元  
□ 27,574(10.7)竹中 伸 社新

## 兵庫県

### △1区(五一7)

当 103,506(18.4)渡部 一郎 公前  
当 101,102(18.0)永江 一仁 民元  
当 96,642(17.2)河上 民雄 社前  
当 89,887(16.0)砂田 重民 自前  
当 87,529(15.6)浦井 洋 共前  
□ 82,999(14.8)石井 一謙 三無新  
902(0.2)奥崎 謙三 無新

### △2区(五一10)

当 116,770(14.9)岡本 富夫 公前  
当 109,909(14.0)原 健三郎 自前  
当 101,219(12.9)土井たか子 社前  
当 98,897(12.6)堀 昌雄 社前  
当 87,778(10.4)藤木 洋子 共新  
□ 68,377(8.7)永田 亮一 自前  
□ 65,007(8.3)相馬 達雄 民新  
□ 59,413(7.6)鴻池 祥鑑 無新  
□ 50,265(6.4)正司泰一郎 無新  
34,194(4.4)宮本 一三 無新

## 徳島県

### △全県区(五一10)

当 81,975(78.2)後藤田正晴 自前  
当 70,032(75.6)遠藤 和良 公新  
当 63,891(74.2)三木 武夫 自前  
当 56,855(72.6)森下 元晴 自前  
当 54,262(72.7)井上 普方 社前  
□ 48,339(70.8)前田 定一 社新  
□ 47,666(70.6)秋田 大助 自前  
13,315(3.0)神野 美昭 共新  
11,900(2.6)清水 良次 民新  
1,405(0.3)秋山 二郎 無新

## 香川県

◇ 1区 (三一6)
当 67,064(25.3)福家 俊一 自元
当 65,002(24.5)前川 旦 社前
当 54,470(20.5)藤本 孝雄 自前
□ 57,143(19.3)木村武千代 自前
18,901(7.7)真鍋 光広 無新
8,744(3.3)松原 昭夫 共新
◇ 2区 (三一6)
当 81,078(32.5)森田 一 自前
当 54,082(21.7)月原 茂皓 自新
当 53,734(21.6)加藤常太郎 自前
□ 53,425(21.4)久保 等 社前
6,033(2.4)野角 満昭 共新
906(0.4)谷川 尚敬 無新

## 愛媛県

◇ 1区 (三一4)
当 88,207(35.7)塩崎 潤 自前
当 71,955(29.7)閑谷 勝嗣 自前
当 70,247(28.4)湯山 勇 社前
16,674(6.7)山崎 尚明 共新
◇ 2区 (三一6)
当 78,695(25.8)越智 伊平 自前
当 65,174(21.3)藤田 高敏 社前
当 59,174(19.4)森 清 自前
□ 51,423(16.8)村上誠一郎 無新
42,354(13.9)井原 岸高 自元
8,614(2.8)大河内一郎 共新
◇ 3区 (三一5)
当 71,464(34.0)西田 司 自元
当 59,530(28.3)今井 弟 自前
当 54,454(25.9)田中 恒利 社前
□ 19,851(9.5)阿部 喜元 無元
4,752(2.3)稻垣 豊彦 共新

## 高知県

◇ 全県区 (五一8)
当 81,463(18.3)平石磨作太郎 公前
当 72,310(16.3)山原健二郎 共前
当 69,060(15.5)井上 泉 社前
当 65,901(14.8)大西 正男 自前
当 61,372(13.8)山岡 謙蔵 自新
□ 59,137(13.3)田村 良平 自前
25,157(5.7)伴 正一 自新
10,330(2.3)佃 秀男 無新

## 福岡県

◇ 1区 (五一7)
当 146,295(17.0)神崎 武法 公新
当 145,011(16.8)河野 正 社元
当 142,419(16.5)山崎 拓 自前
当 136,532(15.8)太田 誠一 自前
当 118,039(13.7)辻 英雄 自前
□ 114,502(13.3)植崎弥之助 連前
60,050(7.0)津野 嘉代 共新

## 熊本県

◇ 1区 (五一8)
当 98,405(17.8)沼川 洋一 公新
当 87,804(17.9)野田 穀 自前
当 82,787(14.9)松野 賴三 自前
当 77,345(14.0)北口 博 自前
当 77,163(13.9)森中 守義 社前
□ 62,805(11.3)藤田 義光 自前
□ 53,857(9.7)高宗 昭敏 社新
13,792(2.5)加藤 修 共新
◇ 2区 (五一8)
当 77,791(18.8)馬場 昇 社前
当 71,595(17.3)園田 直 自前
当 66,996(16.2)福島 譲二 自前
当 66,080(16.0)坂田 道太 自前
当 63,793(15.4)東家 嘉幸 自前
□ 52,063(12.6)福永 浩介 自新
8,881(2.7)江副 水城 無新
6,698(1.6)久保山啓介 共新

## 宮崎県

◇ 1区 (三一6)
当 96,133(24.0)松浦 利尚 社元
当 84,419(21.7)江藤 隆美 自前
当 83,345(20.8)米沢 隆 民前
□ 75,405(18.9)大原 一三 自前
□ 51,983(13.0)上杉 光弘 自新
8,479(2.1)浜田 浩二 共新
◇ 2区 (三一6)
当 55,184(21.7)兎玉 末男 社元
当 49,138(19.4)小山 長規 自前
当 49,031(19.3)姫之内久男 自前
□ 48,480(19.1)中山 成彬 無新
□ 47,235(18.6)瀬戸山三男 自前
4,708(1.9)中野 健 共新

## 大分県

◇ 1区 (四一6)
当 121,919(25.9)村山 富市 社元
当 91,629(19.5)畠 芙次郎 自前
当 88,137(18.7)木下敬之助 民前
当 86,471(18.4)衛藤征士郎 無新
□ 73,116(15.5)羽田野忠文 自前
9,066(1.9)住吉 栄三 共新
◇ 2区 (三一4)
当 73,303(33.7)阿部未喜男 社前
当 70,932(32.6)田原 隆 自前
当 59,375(27.3)佐藤 文生 自前
13,670(6.3)平野 文活 共新

## 佐賀県

◇ 全県区 (五一6)
当 95,126(22.5)八木 昇 社前
当 84,973(20.1)保利 耕輔 自前
当 80,040(18.9)愛野興一郎 自前
当 75,561(17.9)山下 徳夫 自前
当 60,938(14.4)三池 信 自前
□ 26,297(6.2)平林 正勝 共新

## 長崎県

◇ 1区 (五一7)
当 91,589(18.5)中村 重光 社前
当 90,842(18.4)宮崎 角治 公新
当 86,208(17.4)小渕 正義 民前
当 76,753(15.5)倉成 正 自前
当 75,803(15.3)久間 章生 自前
□ 56,799(11.5)西岡 武夫 自前
16,279(3.3)深町 孝郎 共新
◇ 2区 (四一7)
当 79,433(23.5)石橋 政嗣 社前
当 72,252(21.4)金子原二郎 自新

1,913(0.9)	命苦	寺英	無新
1,626(0.7)	杉野	武彦	共新
△奄美群島区(—3)		自前	
当 49,643(49.8)	保岡	幸昌	自前
□ 48,538(48.7)	徳田	助正	公前
	島長	康治	
		榮一郎	
		三郎	
1,448(1.5)		島積	
		虎雄	無新
		島長	共新

## 沖縄県

△全県区(五一6)			
当 118,421(20.6)	瀬長龜次郎	共前	
当 107,525(18.7)	国場	自前	
当 95,460(16.6)	上原	前新	
当 90,577(15.8)	仲村	公前	
当 83,800(14.6)	玉城	前新	
□ 78,641(13.7)	小渡	自前	
		康治	
		榮一郎	
		三郎	

したがつて、われわれ社会党は、これらの課題に対し、郵政大臣がすみやかに決着をつけるよう努力されるとともに、一九八四年度予算編成に関連し、左記のことがらについて誠意ある措置を講じるよう急ぎ申入れるものである。

### 記

一、郵政事業は、法律に明記する目的及び公事業としての機能と役割を遵守し、とくに郵政事業は三事業が一体的に運営されることによって国民の利便と、事業の効率性が確保されてきた歴史的経過にかんがみ、現行経営形態を堅持しつつもより一層国民サービスの向上に努めること。と同時に、このためには労使関係の一層の安定化が必要であるとの認識にたち、具体的方策を確立すること。

二、職員に対する給与改訂に必要な原資を確保するとともに、一九八三年度の仲裁裁定の早期完全実施を図ること。

三、雇用の安定確保、労働条件の改善を基本とし、かつ、効率化、合理化施策の実施にあたっては、労使交渉により円満に解決が図られるよう努めること。

四、労働時間短縮による週休二日制を早期に実施し、職員の勤労意欲の増進につとめること。また、土曜休業問題についても時代の流れに逆行することのないよう対応すること。

五、国民の期待に応え得る郵政事業の将来的なあり方を明示すると同時に、郵便の需要拡大と增收対策の徹底をはかること。

六、郵便貯金制度は、預金者の利益をはかるため現行金利決定方式を守るとともに、預金総額制限の引上げ、シルバー預金制度の新設、貸付限度額の引上げを行ない、あわせて資金の直接運用についての具

体的措置など、郵便貯金事業の基盤確立の諸方策を講ずること。

七、簡易保険、郵便年金制度は、最高制限額の引上げ、資金運用の改

郵便貯金や郵便など郵政事業は、現在、きわめて重大かつ、きびしい多くの課題をかかえている。したがって、国民の期待に応え得る郵政事業のあり方についてより積極的な具体化の推進と、労使関係の一層の改善に取り組み、課題解決に向け努力すべきである。

しかし、周知のとおり、今日最大の政治課題となっている「田中角栄議員辞職勧告決議案」の採決と政治倫理確立のための具体化は、他のすべてに優先されるべき問題である。また、政府が再三にわたって約束している景気回復に実行ある所得税減税の年内実施も当然、決断すべきことがらである。

## 精神衛生実態調査の抜本的な改善に 関する申入れ

記

これらの点について納得のゆく方針を示すため、左記の措置をとら  
れるよう申し入れます。

厚生省が、十一月一日から実施しようとしている精神衛生実態調査には重大な疑義があり、その主な点は次のようなものです。

第一に、患者の人権やプライバシーに対する配慮が足りず、また、患者とその家族に周知徹底を図った上で同意を求めたとはいえないことです。厚生省は、匿名調査ゆえに問題なしとしていますが、個人情

報が本人のまつたく知らないうちに医師によって記入され、報告されるという事態は、医師と患者の人間的な関係からみても不適当であると考えます。

第二に、どのような政策を進める上で必要な調査なのかでできるだけ具体的に示すべきなのに「今後の対策の基礎資料」というだけでは納得できないことです。一部文書に「医療保護、社会復帰施策を充実させること」といった説明もされていますが、これは単に理念的な用語を並べたにすぎず、個々の調査項目に照らしてみても理解できる説明ではありません。

第三に、すでに国の指定統計となつている「患者調査」「国民健康調査」「医療施設調査・病院報告」「社会福祉施設調査」などの活用では、なぜ不充分なのかについてあいまいなままにされていることです。この点について厚生省は、どんな社会復帰施設が必要かなどはこれらではつかめないとしています。そうだとすれば、他の調査と重複する項目は外し、どの調査のどこを補うのかをはつきりさせなければなりません。

一、調査の趣旨・目的、基本的な方法について全面的に見直すこと。

二、医師の記入を基本とするならば「精神神経科医の意見調査」に切り替え、患者の個人情報を集めるのは断念すること。  
三、以上をふまえて、十一月一日実施予定を一年延期し、従来よりも幅広い関係者と協議を重ね、理解と協力を求めること。

一九八三年十月二十七日

以上

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

同 政策審議会長

嶋崎譲

厚生大臣  
林義郎殿

## 衆院定数訴訟最高裁判決に関する談話

政府税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」について（談話）

日本社会党選挙制度対策委員会

事務局長 佐藤觀樹

日本社会党政策審議会長  
嶋崎譲

一、衆議院定数の著しい不均衡について、最高裁は、違憲状態に至つていたとしつつも、憲法の要請する合理的期間内に是正できなかつたものとは言えない、として、結果として合憲であるとの判決を言い渡した。不均衡を違憲としたことについては評価することができると、是正後四年しか経っていないといふ理由で合憲としたことは遺憾である。

一、また、この判決ができるだけ早く定数を是正すべきことを要請している。

国民一人ひとりの持つ一票の価値に大きな格差がある状態を放置するならば、民主主義の基盤が揺らぐことになる。よってわが党は衆議院定数の是正を各党に働きかけ、その実現に努力する。

一、六年間ずえ置かれた所得税の課税最低限の引き上げ等による所得税減税についても中堅所得層すなわち中高所得層中心であり、重税に苦しむ低所得層を軽視している。そのうえ高所得者優遇の給与所得控除のいわゆる青天井制度の存続を認め、利子配当所得の総合課税化についても源泉分離課税制度の存続など消極的、微温的対策を示しているにすぎない。

一、法人課税について、答申は、国際的にみて中位の負担水準にあり、ある程度の負担増の余地はあるとして、租税特別措置による減免税の縮小、引当金の圧縮などを示しているが、大企業に有利な配当課制度、受取配当金不算入制度などの見直しについては法人税の基本的仕組みにかかることとして現行制度の維持を認めている。それは、大法人にとつての実質的な特別措置の温存となり、逆に、中

小法人の軽減税率の縮小を求めるのでは、法人間の負担の不公平は拡大する。

一、申告納税制度の定着と課税の公平を実現するために、記帳義務、推計課税、立証責任、総収入申告制等々をとりあげてはいるが、国民の持ついわゆる九・六・四とか十・五・三といつた不公平感が払拭される制度の改正となるか疑問があり、かえって中小零細事業者はじめの税務行政となりかねない。

一、わが党は財政立て直しのための税制改正には不公平税制の是正がまずもつて必要であり、そのために勤労所得税の大幅減税の実施、物価調整減税の制度化、所得税の総合課税化、法人課税の根本的改革が欠かせず、加えて、富裕税の新設等を含めた資産課税の再検討等も早急に行うべきであると考える。

また、国民の税に対する不信感をなくすには、税関係の資料を公開することが必要であり、政府に強く情報の公開を求めていく。

一九八三・一一・一六

## 中央教育審議会、教育内容等小委員会の審議経過報告についての談話

日本社会党教育文化政策委員長

木 島 喜兵衛

一、十五日発表された中教審・教育内容小委員会の報告は「非行・暴力」に象徴される教育荒廃の現実を前にして、それを招いてきた、これまでの自民党と政府・文部省の政策の手直しが必要であること

の自ら認めしたことである。

一、ところが報告は、部分的改善は見受けられるものの偏差値教育といわれる現在の知識のつめこみ点数中心の「能力主義」の教育に根本的なメスを入れるのではなく逆に教科の多様化「能力・適正に応じた教育」と称して能力主義による選別を結果として促進しようとするものである。

一、そうした観点から教育制度までも見直そうとしていることは、落ちこぼれをなくし「わかる授業」「楽しい授業」という父母・国民の要求に逆行して教育制度を複線化させ、一層差別と選別を強めようとするものであり、きわめて問題が大きいといわざるをえない。一、わが党は、今後さらに「非行・暴力」に象徴される今日の教育を子どもひとりひとりが差別なくのびのびとした教育が受けられるよう条件の整備、制度の改革について提起し、努力していく決意である。

以上

## 編集後記

庭の遅咲きの山茶花も散り出し、師走もいよいよおし迫っています。

一八日投票日を迎えた衆議院選挙も自民党的惨敗に終り、わが党は一一〇台に議席を乗せることができました。倫理をはじめ中曾根内閣の政治に対する予想以上の国民の批判の結果であり、年内解散に追いこんだわが党的勝利であると思います。選挙期間中社会党は、一八にのぼる政策発表を行ない、選挙を盛り上げましたが、今後この政策の実現をはかつていく責任が課せられています。「勝つて兜の緒を締めよ」。本格的な「NEW社会党」の建設にとりくまねばなりません。

一九八四年もよろしくお願ひ致します。

(W)

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円  
送料 一部 五〇円  
年間購読料 四二〇〇円(前納)  
ご送金は左記へお願いいたします  
郵便振替 東京8-80821  
又は

大和銀行 衆議院支店  
普通 2038888  
日本社会党政策審議会

委員長	嶋崎 譲	細谷治嘉	岡田利春
編集委員	藤田高敏	佐藤觀樹	武部文
	岩垂寿喜男	山崎 昇	井上普方
会計監査	山田 譲	竹田四郎	赤桐 操
	渡辺 博	遠藤隆次	矢田部 理
兼事務局長	館林千里	沖崎利夫	寺田熊雄
	福岡義登	小林高摩三	赤桐 操
	片山甚市	岡山 勇	湯山 勇

日本國志

大同縣志

日本國志

15

16

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1984年1月1日発行

政策資料第208号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 島崎謙

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)

---